

愛知県地域防災計画

(地震・津波災害対策計画)

新旧対照表 (案)

頁	現行 (平成 26 年 5 月修正)	改正案	改正理由
	<p>第 1 編 総則</p> <p>第 2 編 災害予防</p> <p>第 1 章 防災協働社会の形成推進</p> <p>第 2 章 建築物等の安全化</p> <p>第 1 節 建築物の耐震推進</p> <p>第 2 節 <u>交通・ライフライン関係施設等の整備</u></p> <p>第 3 節 文化財の保護</p> <p>第 4 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>第 3 章～第 6 章 (略)</p> <p>第 7 章 避難者・要配慮者対策</p> <p>第 1 節 <u>避難場所の確保</u></p> <p>第 2 節 <u>避難所の整備</u></p> <p>第 3 節 <u>避難道路の確保と交通規制計画</u></p> <p>第 4 節 <u>避難に関する広報</u></p> <p>第 5 節 <u>市町村等の避難計画</u></p> <p>第 6 節 <u>要配慮者の安全対策</u></p> <p>第 7 節 <u>帰宅困難者支援体制の整備</u></p> <p>第 8 章 火災予防・危険性物質の防災対策</p> <p>第 9 章 津波予防対策</p> <p>第 1 節 <u>津波危険地域の指定</u></p> <p>第 2 節、第 3 節 (略)</p> <p>第 4 節 津波防災事業の推進</p> <p>第 10 章 広域応援体制の整備</p> <p>第 11 章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>第 12 章 震災に関する調査研究の推進</p> <p>第 13 章 災害救助基金の管理</p> <p>第 3 編 災害応急対策</p> <p>第 1 章 活動態勢 (組織の動員配備)</p> <p>第 2 章 通信の運用</p> <p>第 1 節 <u>通信手段の確保</u></p> <p>第 2 節 <u>放送の依頼</u></p> <p>第 3 節 <u>通信施設の応急措置</u></p> <p>第 4 節 <u>郵便業務の応急措置</u></p> <p>(追加)</p> <p>第 3 章 情報の収集・伝達・広報</p> <p>第 1 節 <u>津波警報等・地震情報等の伝達</u></p> <p>第 2 節 <u>被害状況等の収集・伝達</u></p> <p>(追加)</p> <p>第 3 節 広報</p> <p>第 4 章 応援協力・派遣要請</p> <p>第 5 章 救出・救助対策</p> <p>第 1 節、第 2 節 (略)</p> <p>第 3 節 <u>防災ヘリコプターの活用</u></p> <p>第 6 章、第 7 章 (略)</p> <p>第 8 章 地域安全・交通・緊急輸送対策</p> <p>第 1 節 地域安全対策</p> <p>第 2 節 <u>交通対策</u></p> <p>第 3 節、第 4 節 (略)</p> <p>第 9 章 浸水・津波対策</p> <p>第 10 章 避難者・要配慮者対策</p> <p>第 1 節 <u>避難の勧告・指示</u></p> <p>第 2 節 <u>避難所の開設</u></p> <p>第 3 節 <u>災害時要援護者支援対策</u></p> <p>第 4 節 <u>帰宅困難者対策</u></p> <p>第 11 章～第 14 章 (略)</p> <p>第 15 章 ライフライン施設の応急対策</p> <p>第 1 節 電力施設対策</p> <p>第 2 節 ガス施設対策</p> <p>第 3 節 上水道施設対策</p> <p>第 4 節 工業用水道施設対策</p> <p>第 5 節 下水道施設対策</p> <p>(追加)</p> <p>第 16 章 住宅対策</p> <p>第 1 節 <u>被災建築物・被災宅地の応急危険度判定</u></p> <p>第 2 節、第 3 節 (略)</p> <p>第 4 節 <u>応急仮設住宅の建設</u></p>	<p>第 1 編 総則</p> <p>第 2 編 災害予防</p> <p>第 1 章 防災協働社会の形成推進</p> <p>第 2 章 建築物等の安全化</p> <p>第 1 節 建築物の耐震推進</p> <p>第 2 節 <u>交通関係施設等の整備</u></p> <p>第 3 節 <u>ライフライン関係施設等の整備</u></p> <p>第 4 節 文化財の保護</p> <p>第 5 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>第 3 章～第 6 章 (略)</p> <p>第 7 章 避難行動の促進対策</p> <p>第 1 節 <u>津波警報や避難指示等の情報伝達体制の整備</u></p> <p>第 2 節 <u>避難場所及び避難路の指定等</u></p> <p>第 3 節 <u>避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成</u></p> <p>第 4 節 <u>避難誘導等に係る計画の策定</u></p> <p>第 5 節 <u>避難に関する意識啓発</u></p> <p>第 8 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>第 1 節 <u>避難所の指定・整備</u></p> <p>第 2 節 <u>要配慮者支援対策</u></p> <p>第 3 節 <u>帰宅困難者対策</u></p> <p>第 9 章 火災予防・危険性物質の防災対策</p> <p>第 10 章 津波等予防対策</p> <p>第 1 節 <u>津波対策に係る地域の指定等</u></p> <p>第 2 節、第 3 節 (略)</p> <p>第 4 節 津波等防災事業の推進</p> <p>第 11 章 広域応援体制の整備</p> <p>第 12 章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>第 13 章 震災に関する調査研究の推進</p> <p>第 14 章 災害救助基金の管理</p> <p>第 3 編 災害応急対策</p> <p>第 1 章 活動態勢 (組織の動員配備)</p> <p>(削除)</p> <p>第 2 章 避難行動</p> <p>第 1 節 <u>津波警報等の伝達</u></p> <p>第 2 節 <u>避難の指示</u></p> <p>第 3 章 災害情報の収集・伝達・広報</p> <p>(削除)</p> <p>第 1 節 <u>被害状況等の収集・伝達</u></p> <p>第 2 節 <u>通信手段の確保</u></p> <p>第 3 節 広報</p> <p>第 4 章 応援協力・派遣要請</p> <p>第 5 章 救出・救助対策</p> <p>第 1 節、第 2 節 (略)</p> <p>第 3 節 <u>航空機の活用</u></p> <p>第 6 章、第 7 章 (略)</p> <p>第 8 章 地域安全・道路交通規制・緊急輸送対策</p> <p>第 1 節 地域安全対策</p> <p>第 2 節 <u>道路交通規制等</u></p> <p>第 3 節、第 4 節 (略)</p> <p>第 9 章 浸水・津波対策</p> <p>第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>(削除)</p> <p>第 1 節 <u>避難所の開設・運営</u></p> <p>第 2 節 <u>要配慮者支援対策</u></p> <p>第 3 節 <u>帰宅困難者対策</u></p> <p>第 11 章～第 14 章 (略)</p> <p>第 15 章 ライフライン施設等の応急対策</p> <p>第 1 節 電力施設対策</p> <p>第 2 節 ガス施設対策</p> <p>第 3 節 上水道施設対策</p> <p>第 4 節 工業用水道施設対策</p> <p>第 5 節 下水道施設対策</p> <p>第 6 節 <u>通信施設の応急措置</u></p> <p>第 7 節 <u>郵便業務の応急措置</u></p> <p>第 16 章 住宅対策</p> <p>第 1 節 <u>被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</u></p> <p>第 2 節、第 3 節 (略)</p> <p>第 4 節 <u>応急仮設住宅の設置及び管理運営</u></p>	<p>構成の整理</p>

地震・津波災害対策計画編

	<p>第5節、第6節 (略)</p> <p>第17章 応急教育 (追加)</p> <p>第1節 教育施設及び教職員の確保 第2節 応急な教育活動についての広報 第3節 教科書・学用品等の給与</p> <p>第4編 災害復旧</p> <p>第5編 東海地震に関する事前対策</p> <p>第1章 対策の意義 第1節 東海地震に関する事前対策の意義 第2節 東海地震に関連する情報</p> <p>第2章～第7章 (略)</p>	<p>第5節、第6節 (略)</p> <p>第17章 学校における対策 <u>第1節 津波警報等の伝達、臨時休業等の措置</u> 第2節 教育施設及び教職員の確保 第3節 応急な教育活動についての広報 第4節 教科書・学用品等の給与</p> <p>第4編 災害復旧</p> <p>第5編 東海地震に関する事前対策</p> <p>第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報 第1節 東海地震に関する事前対策の意義 第2節 東海地震に関連する情報</p> <p>第2章～第7章 (略)</p>																															
<p>1</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1 地域防災計画—地震・津波災害対策計画— (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、愛知県防災会議が愛知県の地域に係る防災計画として作成する「愛知県地域防災計画」の「地震災害対策計画」編として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。 (2)、(3) (略)</p> <p>3 南海トラフ地震防災対策推進計画 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、 (以下 略)</p> <p>(追加)</p> <p>第3節 計画の構成 この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="188 1346 754 1496"> <thead> <tr> <th colspan="2">構 成</th> <th>主 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1編</td> <td>総則</td> <td>大規模地震の被害想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 被害想定及び減災効果</p> <p>第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果</p> <p>1 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果</p> <p>(1) 被害予測 ア (略) イ 調査結果の概要 (ア) (略) (イ) 結果 a 「過去地震最大モデル」 <揺れ、液状化> ○ (略) ○ 尾張西部、西三河南部、東三河を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。 震度7：7市町、6強：21市町村、6弱：22市町村、5強4市町 <浸水・津波></p> <table border="1" data-bbox="228 1966 687 2078"> <thead> <tr> <th>津波高 (最大)</th> <th>津波到達時間 (最短)</th> <th>浸水想定域 (浸水深1cm以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10.2m</td> <td>9分 ※津波高30cm</td> <td>約28,000ha</td> </tr> </tbody> </table>	構 成		主 内 容	第1編	総則	大規模地震の被害想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等	(略)	(略)	(略)	津波高 (最大)	津波到達時間 (最短)	浸水想定域 (浸水深1cm以上)	10.2m	9分 ※津波高30cm	約28,000ha	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1 地域防災計画—地震・津波災害対策計画— (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、愛知県防災会議が愛知県の地域に係る防災計画として作成する「愛知県地域防災計画」の「地震・津波災害対策計画」編として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。 (2)、(3) (略)</p> <p>3 南海トラフ地震防災対策推進計画 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、 (以下 略)</p> <p>4 他の計画との関係 <u>(1) この計画の国土強靱化に関する部分は、強くなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、策定が進められている愛知県の国土強靱化地域計画を指針とするものとする。</u> <u>(2) 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「愛知県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。</u></p> <p>第3節 計画の構成 この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="802 1346 1369 1496"> <thead> <tr> <th colspan="2">構 成</th> <th>主 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1編</td> <td>総則</td> <td>大規模地震の被害想定、基本理念及び重点を置くべき事項、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 被害想定及び減災効果</p> <p>第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果</p> <p>1 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果</p> <p>(1) 被害予測 ア (略) イ 調査結果の概要 (ア) (略) (イ) 結果 a 「過去地震最大モデル」 <揺れ、液状化> ○ (略) ○ 尾張西部、西三河南部、東三河を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。 震度7：7市町、6強：21市町村、6弱：22市町村、5強4市町 <浸水・津波></p> <table border="1" data-bbox="842 1966 1302 2078"> <thead> <tr> <th>津波高 (最大)</th> <th>津波到達時間 (最短)</th> <th>浸水想定域 (浸水深1cm以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10.2m</td> <td>9分 ※津波高30cm</td> <td>約26,500ha</td> </tr> </tbody> </table>	構 成		主 内 容	第1編	総則	大規模地震の被害想定、基本理念及び重点を置くべき事項、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等	(略)	(略)	(略)	津波高 (最大)	津波到達時間 (最短)	浸水想定域 (浸水深1cm以上)	10.2m	9分 ※津波高30cm	約26,500ha	<p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>国土強靱化基本計画の策定</p> <p>表記の整理</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p>
構 成		主 内 容																															
第1編	総則	大規模地震の被害想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等																															
(略)	(略)	(略)																															
津波高 (最大)	津波到達時間 (最短)	浸水想定域 (浸水深1cm以上)																															
10.2m	9分 ※津波高30cm	約28,000ha																															
構 成		主 内 容																															
第1編	総則	大規模地震の被害想定、基本理念及び重点を置くべき事項、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等																															
(略)	(略)	(略)																															
津波高 (最大)	津波到達時間 (最短)	浸水想定域 (浸水深1cm以上)																															
10.2m	9分 ※津波高30cm	約26,500ha																															

地震・津波災害対策計画編

8

＜被害量の想定結果＞の表中

廃棄物	災害廃棄物（がれき）	約13,374,000トン
	津波堆積物	約6,864,000トン
	合計	約20,238,000トン

「携帯電話（低波基地局率）」

「*1 県全体の全壊・焼失等数の合計が最大となる冬夕方18時の場合」

b 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定

＜浸水・津波＞

（略）

「*1 県全体の全壊・焼失等数の合計が最大となる冬夕方18時の場合（地震：陸側ケース、津波ケース⑦）」

第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

機関名	内容
県	(1)～(10) (略) (追加) (11)～(26) (略)
県警察	(1)～(7) (略) (8) 行方不明者の捜索及び死体の検視を行う。 (9)～(14) (略)

18

19

21

23

24

3 指定地方行政機関

機関名	内容
(略)	(略)
東海農政局	(略) (10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 (略)
中部森林管理局	(1) 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹・溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害により被害等を受けた施設等については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。 (2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、消防機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。 (3) 国有林野からの林産物等の流失予防対策を実施するとともに、災害発生に当たっては、 <u>極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。</u> (4) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、 <u>都道府県知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。</u> (5) <u>都道府県知事、市町村長等から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。</u>
(略)	(略)
名古屋地方気象台	(1) (略) (2) 次の地震及び津波に関する警報及び注意報等を関係機関に伝達するとともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知する。 ア <u>大津波・津波警報、津波注意報、地震・津波情報</u> イ、ウ (略) (3)～(5) (略)
(略)	(略)
中部地方整備局	(1) 災害予防 ア、イ (略) ウ 防災訓練は、 <u>簡易画像伝送システム等による被災調査報告等の機動力を生かした実践的な方法をもって実施する。</u> エ～カ (略) (追加) (2) (略) (3) 初動対応

＜被害量の想定結果＞の表中

廃棄物	災害廃棄物（がれき）	約13,374,000トン
	津波堆積物	約6,465,000トン
	合計	約19,839,000トン

「携帯電話（停波基地局率）」

「*1 県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる冬夕方18時の場合」

b 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定

＜浸水・津波＞

（略）

「*1 県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる冬夕方18時の場合（地震：陸側ケース、津波ケース⑦）」

第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

機関名	内容
県	(1)～(10) (略) (11) 緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。 (12)～(27) (略)
県警察	(1)～(7) (略) (8) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。 (9)～(14) (略)

3 指定地方行政機関

機関名	内容
(略)	(略)
東海農政局	(略) (10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 (略)
中部森林管理局	(1) 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹・溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害により被害等を受けた施設等については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。 (2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、消防機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。 (削除) (3) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、 <u>知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。</u> (4) <u>知事、市町村長等から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。</u>
(略)	(略)
名古屋地方気象台	(1) (略) (2) 次の地震及び津波に関する警報及び注意報等を関係機関に伝達するとともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知する。 ア <u>大津波警報、津波警報、津波注意報、地震・津波情報</u> イ、ウ (略) (3)～(5) (略)
(略)	(略)
中部地方整備局	(1) 災害予防 ア、イ (略) ウ 防災訓練は、 <u>実践的な方法をもって実施する。</u> エ～カ (略) キ <u>関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定</u> (2) (略) (3) 初動対応

誤記修正

誤記修正

誤記修正

対策の追加

表記の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

対策の整理

対策の追加

地震・津波災害対策計画編

	<p>情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</p> <p>（追加）</p> <p>（4）応急復旧 ア、イ（略） ウ <u>災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。</u></p> <p>エ～ク（略）</p>	<p>ア 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</p> <p>イ <u>緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。</u></p> <p>（4）応急復旧 ア、イ（略） ウ <u>海上緊急輸送路を確保するため、津波流出物の除去等を実施する。</u></p> <p>エ～ク（略）</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の整理・追加</p>
26	<p>5 指定公共機関</p> <p>（略）</p> <p>独立行政法人水資源機構</p> <p>（追加）</p> <p>日本銀行</p> <p>日本赤十字社</p> <p>（略） （2）医療、助産、<u>死体</u>の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。</p> <p>（略）</p> <p>日本放送協会</p> <p>（1）～（5）（略） （6）<u>津波警報・注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。</u></p> <p>（7）（略）</p> <p>（略）</p>	<p>5 指定公共機関</p> <p>（略）</p> <p>独立行政法人水資源機構</p> <p><u>独立行政法人地域医療機能推進機構</u></p> <p>知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。</p> <p>日本銀行</p> <p>（略）</p> <p>日本赤十字社</p> <p>（略） （2）医療、助産、<u>遺体</u>の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。</p> <p>（略）</p> <p>日本放送協会</p> <p>（1）～（5）（略） （6）<u>大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。</u></p> <p>（7）（略）</p> <p>（略）</p>	<p>指定公共機関の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
27	<p>東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社</p> <p>（1）線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。</p> <p>（2）～（9）（略）</p> <p>西日本電信電話株式会社</p> <p>（略）</p> <p>日本郵便株式会社</p> <p>（略） （1）～（3）（略） （追加）</p> <p>（4）（略）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加） ※2行を統合</p> <p>東邦瓦斯株式会社</p> <p>（略）</p> <p>日本通運株式会社</p> <p><u>災害応急活動のため、各機関からの車両借上げ要請に対して、配車を実施する。</u></p> <p>中部電力株式会社</p> <p>（1）<u>電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。</u></p> <p>（2）<u>電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。</u></p> <p>関西電力株式会社、電源開発株式会社</p> <p>（1）<u>電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。</u></p> <p>（2）<u>電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。</u></p> <p>（上から移動）</p> <p>（6行上から移動）</p> <p>（追加）</p>	<p>東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社</p> <p>（1）線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。</p> <p>（2）～（9）（略）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除） ※下に移動</p> <p>日本郵便株式会社</p> <p>（略） （1）～（3）（略） （4）<u>被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。</u></p> <p>（5）（略）</p> <p>中部電力株式会社、関西電力株式会社、電源開発株式会社</p> <p>（1）<u>電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。</u></p> <p>（2）<u>電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。</u></p> <p>東邦瓦斯株式会社</p> <p>（略）</p> <p>日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社</p> <p>国、地方公共団体等からの要請に応じて、<u>災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除） ※上へ移動して統合</p> <p>（削除）</p> <p>（削除） ※上へ移動して統合</p> <p>西日本電信電話株式会社</p> <p>（略）</p> <p>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株</p> <p>（1）<u>災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u></p> <p>（2）<u>災害応急措置の実施に必要な通信に対し、</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>構成の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>並び順を変更 同内容の会社を同列に記載</p> <p>指定公共機関の追加</p> <p>構成の整理</p> <p>構成の整理</p> <p>指定公共機関の追加</p>
28	<p>（略）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>

29	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社NTTドコモ</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </table>			KDDI株式会社	(略)	株式会社NTTドコモ	(略)	(追加)	(追加)	<table border="1"> <tr> <td>株式会社</td> <td> <u>通信設備を優先的に利用させる。</u> <u>(3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。</u> <u>(4) 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> <u>(5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。</u> </td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社NTTドコモ</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンクモバイル株式会社</td> <td> <u>(1) 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。</u> <u>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。</u> <u>(3) 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u> </td> </tr> </table>	株式会社	<u>通信設備を優先的に利用させる。</u> <u>(3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。</u> <u>(4) 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> <u>(5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。</u>	KDDI株式会社	(略)	株式会社NTTドコモ	(略)	ソフトバンクモバイル株式会社	<u>(1) 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。</u> <u>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。</u> <u>(3) 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u>	指定公共機関の追加																	
KDDI株式会社	(略)																																			
株式会社NTTドコモ	(略)																																			
(追加)	(追加)																																			
株式会社	<u>通信設備を優先的に利用させる。</u> <u>(3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。</u> <u>(4) 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> <u>(5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。</u>																																			
KDDI株式会社	(略)																																			
株式会社NTTドコモ	(略)																																			
ソフトバンクモバイル株式会社	<u>(1) 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。</u> <u>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。</u> <u>(3) 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u>																																			
34	<p>第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催 県及び市町村は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、県は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修を実施する。 <u>なお、フォローアップ研修には市町村等が養成したボランティアコーディネーターについても受講させるものとする。</u> <u>また、市町村においては、引き続きボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるものとする。</u></p>	<p>第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催 県及び市町村は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、<u>県及び市町村等は</u>、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修等を実施する。 <u>なお、市町村等は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するフォローアップ講座等を受講させるものとする。</u></p>	対策の整理																																	
36	<p>第3節 企業防災の促進 2 県（産業労働部、防災局、市町村及び商工団体等における措置</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>第2章 建築物等の安全化 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 <u>交通・ライフライン関係施設等の整備</u></td> <td>施設管理者等</td> <td>1 施設の耐震性強化及び被害を最小限にとどめる予防措置</td> </tr> <tr> <td>第3節 文化財の保護</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第2節 <u>交通・ライフライン関係施設等の整備</u>	施設管理者等	1 施設の耐震性強化及び被害を最小限にとどめる予防措置	第3節 文化財の保護	(略)	(略)	第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	(略)	(略)	<p>第3節 企業防災の促進 2 県（産業労働部、<u>建設部</u>）、市町村及び商工団体等における措置</p> <p>(略)</p> <p>◆<u>附属資料第6「港湾BCP（衣浦港・三河港）」</u></p> <p>第2章 建築物等の安全化 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 <u>交通関係施設対策</u></td> <td>施設管理者等</td> <td>1 施設の耐震性強化及び被害を最小限にとどめる予防措置</td> </tr> <tr> <td>第3節 <u>ライフライン関係施設等の整備</u></td> <td>施設管理者等</td> <td>1 施設の耐震性強化及び被害を最小限にとどめる予防措置</td> </tr> <tr> <td>第4節 文化財の保護</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第2節 <u>交通関係施設対策</u>	施設管理者等	1 施設の耐震性強化及び被害を最小限にとどめる予防措置	第3節 <u>ライフライン関係施設等の整備</u>	施設管理者等	1 施設の耐震性強化及び被害を最小限にとどめる予防措置	第4節 文化財の保護	(略)	(略)	第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	(略)	(略)	対策の追加
区分	機関名	主な措置																																		
(略)	(略)	(略)																																		
第2節 <u>交通・ライフライン関係施設等の整備</u>	施設管理者等	1 施設の耐震性強化及び被害を最小限にとどめる予防措置																																		
第3節 文化財の保護	(略)	(略)																																		
第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	(略)	(略)																																		
区分	機関名	主な措置																																		
(略)	(略)	(略)																																		
第2節 <u>交通関係施設対策</u>	施設管理者等	1 施設の耐震性強化及び被害を最小限にとどめる予防措置																																		
第3節 <u>ライフライン関係施設等の整備</u>	施設管理者等	1 施設の耐震性強化及び被害を最小限にとどめる予防措置																																		
第4節 文化財の保護	(略)	(略)																																		
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	(略)	(略)																																		
38	<p>第1節 建築物の耐震推進 1 県（建設部）及び市町村における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行 不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建築物に耐震診断結果の報告義務及び、多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物に耐震診断・改修の努力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努めることとする。 <u>また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化を取組むべき避難路を指定し、その沿道に所在する、道路を閉塞する可能性のある既存耐震不適格建築物の耐震診断結果の報告を義務づけることとする。</u></p>	<p>第1節 建築物の耐震推進 1 県（建設部）及び市町村における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行 不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建築物に耐震診断結果の報告義務及び、多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物に耐震診断・改修の努力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努めることとする。 <u>また、同法に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務づけることとする。</u></p>	対策の追加																																	

40 第2節 交通・ライフライン関係施設等の整備

2 道路施設

(1) 道路・橋りょう等の整備

ア (略)

イ 道路橋等の耐震性の向上

(ア) 新設橋りょう等

新たに橋りょう等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

(イ) 既設橋りょう等

既設橋りょう等については、複断面の高架橋（下に並行して道路がある高架橋）、跨線橋（鉄軌道をまたぐ橋）、跨道橋（他の道路をまたぐ橋）や緊急輸送道路等の緊急度の高い橋りょうから、橋脚の補強、落橋防止装置（橋桁が乗っている部分の拡幅、桁どうしの連結など大地震発生時でも橋桁が下に落ちないように防止する装置）を順次整備する。

ウ (略)

(2) 緊急輸送道路の指定

地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路をあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。

緊急輸送道路は、次の2つに区分するものとする。

第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
(参考) 緊急用河川敷道路	庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路

(追加)

◆ 附属資料第6「緊急輸送道路網図」

◆ 附属資料第6「愛知県緊急輸送道路（供用道路分）」
(追加)

(3) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定

南海トラフ巨大地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務づける道路として指定する。

(4) 応急復旧作業のための事前措置

地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。

具体的には、次の事前措置を講ずる。

(追加)

ア 地元協業者の協力

本県の管理する道路について、道路巡視作業及び応急復旧作業を担当する業者を区間ごとに定め、協定を締結する。

イ 復旧資機材の把握

(略)

3 交通安全施設等

(1)、(2) (略)

(3) 可搬式信号機

信号柱が倒壊した場合などに使用するため、可搬式信号機を警察署等に配備する。

(4) 交通情報収集・提供機器

緊急交通路の機能を確保するため、交通規制情報、う回ルート情報等を提供する道路交通情報提供機器の整備を図る。

41 第2節 交通関係施設等の整備

2 道路施設

(1) 道路・橋梁等の整備

ア (略)

イ 橋梁等の耐震性の向上

(ア) 新設橋梁等

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

(イ) 既設橋梁等

緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。特にゼロメートル地帯等橋梁取付部の沈下の恐れがある地域においては、耐震補強に加えて段差対策を推進する。

ウ (略)

(2) 緊急輸送道路の指定

地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。

緊急輸送道路及びくしの歯ルートは、以下のとおり区分するものとする。

第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
(参考) 緊急用河川敷道路	庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路
くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する)

◆ 附属資料第6「緊急輸送道路網図」

◆ 附属資料第6「愛知県緊急輸送道路（供用道路分）」

◆ 附属資料第6「くしの歯ルート（愛知県）」

(3) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定

南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務づける道路として指定する。

(4) 応急復旧作業のための事前措置

地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。

具体的には、次の事前措置を講ずる。

ア 道路啓開計画の検討・共有

津波等による甚大な被害が想定される沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、道路管理者等が連携して策定した「早期復旧支援ルート確保手順（中部版 くしの歯作戦）」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共有を図る。

イ 地元業者との協定締結

本県の管理する道路について、道路巡視作業及び応急復旧作業を担当する業者を区間ごとに定め、協定を締結する。

ウ 復旧資機材の確保対策

(略)

3 交通安全施設等

(1)、(2) (略)

(3) 可搬式信号機

信号柱が倒壊した場合などに使用するため、警察署等に配備している可搬式信号機を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。

(4) 交通情報収集・提供機器

緊急交通路の機能を確保するため、交通規制情報、う回ルート情報等を提供する道路交通情報提供機器を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。

構成の整理
(節を分割)
表記の整理

表記の整理

対策の追加

対策の追加

表記の整理

対策の追加

表記の整理

表記の整理

対策の整理

対策の整理

地震・津波災害対策計画編

	(5) 交通規制用資機材 緊急交通路の確保等の際に使用する交通規制表示板等必要な資機材の <u>増強、整備を図る。</u>	(5) 交通規制用資機材 緊急交通路の確保等の際に使用する交通規制表示板等必要な資機材を適切に管理し、 <u>発災時の有効活用に備える。</u>	対策の整理
43	<p>6 港湾・漁港・海岸・河川</p> <p>(1) 港湾 ア <u>耐震強化岸壁の整備</u> 震災時における救援物資や応急復旧資材の海上からの大量輸送及び人員輸送と、被災地域及び域外の経済社会活動に及ぶ影響を最小限に抑えるため必要な海上物流機能を確保することを目的とし、<u>耐震強化岸壁の整備を進める。</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) 漁港 臨港道路、陸揚岸壁等、<u>水産物流通の中核となる施設の耐震化を推進する。また、老朽化した施設の補強・改良を推進するとともに、必要に応じ、液状化対策等耐震性の向上を図る。</u></p> <p>(3) 海岸 ア <u>堤防護岸の改良、補強</u> 地盤沈下及び老朽化した堤防護岸の補強、堤防高の低い箇所の高上げ、<u>地盤の液状化対策等を実施する。</u></p> <p>イ <u>水門、陸閘等の改築、補修</u> 老朽化により機能低下している水門、陸閘等を改築、補修する。また、必要に応じて開閉門操作の自動化、遠隔操作化等を図る。</p> <p>ウ <u>背後地が低い海岸堤防の対策</u> 背後地が低い海岸堤防については、緊急度の高い箇所から必要な対策を実施していく。</p> <p>(4) 河川 ア <u>堤防護岸の改良、補強</u> 濃尾平野では地盤沈下により堤防の機能及び強度の低下を来している部分がある。このため、<u>河口部高潮堤防の高上げ、腹付け等により、堤防の強化のための工事を実施中である(中部地方整備局)。</u>また、<u>県西部の地盤沈下地域の幹川である日光川を始めとする河川については、堤防の高上げ、堤体の補強や護岸の整備を進める(愛知県)。</u></p> <p>イ <u>水門、樋門の改築、補修</u> 老朽化による機能低下や河川改修のネックとなっている河口部の水門・樋門は、<u>改築・補修を進める。また、必要に応じて、自動化・遠隔操作化を図る。(愛知県)</u></p> <p>ウ <u>河口部や背後地が低い河川の対策</u> 河口部や背後地が低い河川については、<u>堤防の耐震性についての調査点検を実施しており、調査結果に基づき緊急度の高い箇所から必要な対策を実施していく。</u></p> <p>エ <u>荷揚場等の整備</u> 河川を利用した水上輸送等を想定し、荷揚場のため国土交通省において、<u>一色大橋船着場を整備済みである。</u></p> <p>◆ <u>附属資料第16「県の事業・計画 河川改修事業計画」</u></p> <p>第2節 交通・ライフライン関係施設等の整備 (追加) ※ <u>第1節に記載されている内容</u></p>	<p>6 港湾・漁港・海岸・河川</p> <p>(1) 港湾 ア <u>耐震強化岸壁の整備</u> 震災時における海上輸送機能を確保するため、<u>耐震強化岸壁の整備やガントリークレーンの免震化を進める。</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) 漁港 臨港道路、陸揚岸壁等水産物の流通・生産の中核となる施設の耐震化を推進する。また、老朽化した施設の補強・改良を推進するとともに、必要に応じ、液状化対策等耐震性の向上を図る。</p> <p>(削除) ※ <u>第10章に記載</u></p> <p>(削除) ※ <u>第10章に記載</u></p> <p>第3節 ライフライン関係施設等の整備</p> <p>1 施設管理者等における措置 <u>施設ごとに耐震性を必要とされる構造物については、耐震性の強化を図るとともに、その他の施設についても被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。</u></p> <p>2 電力施設 (略)</p> <p>3 ガス施設 県下各ガス事業者は、各社の実情に応じて、以下の対策を実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>津波浸水対策</u> <u>津波浸水が想定される設備については、その重要度に応じて、必要な対策を講ずる。</u></p> <p>(3) 緊急操作設備の強化 (略)</p> <p>(4) 応急復旧体制の整備 (略)</p> <p>4 上水道 (略)</p> <p>5 県工業用水道 (略)</p>	<p>表記の整理、対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>構成の整理</p> <p>構成の整理</p> <p>構成の整理</p> <p>構成の整理</p> <p>構成の整理</p> <p>構成の整理</p>
44	7 電力施設 (略)	2 電力施設 (略)	構成の整理
44	8 ガス施設 県下各ガス事業者は、各社の実情に応じて、以下の対策を実施する。	3 ガス施設 県下各ガス事業者は、各社の実情に応じて、以下の対策を実施する。	構成の整理
45	(1) (略)	(1) (略)	対策の追加
45	(2) 緊急操作設備の強化 (略)	(3) 緊急操作設備の強化 (略)	構成の整理
45	(3) 応急復旧体制の整備 (略)	(4) 応急復旧体制の整備 (略)	構成の整理
45	9 上水道 (略)	4 上水道 (略)	構成の整理
46	10 県工業用水道 (略)	5 県工業用水道 (略)	構成の整理

51 1.3 農地及び農業用施設
(略)

51 第3節 文化財の保護
4 災害時の対応
(追加)
(略)

52 第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第5章 地盤災害の予防

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
(略)	(略)	(略)
第4節 土砂災害の防 止	中部地方整 備局、県	(1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備
(略)	(略)	(略)

61 第2節 液状化対策の推進
県（防災局、建設部）及び市町村における措置

(1) 液状化危険度の周知
(略)
また、平成4年度に行った東海地震被害予測調査の中で、500mメッシュ単位における液状化の危険度判定を実施し、県民、市町村を始め各防災関係機関に公表したところであり、平成14年度及び平成15年度の東海地震・東南海地震等被害予測調査の中でも同様に実施した。
(略)
◆附属資料第13「東海地震・東南海地震等被害予測調査結果」

(2) (略)

第4節 土砂災害の防止

61 中部地方整備局及び県（建設部、農林水産部）における措置

(1) 土砂災害危険箇所等に関する措置
ア (略)
イ 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害のおそれのある箇所について、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により危険箇所を選定し、その箇所を公表、周知するものとする。また、土砂災害危険箇所のうち、優先度の高い箇所から順次土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害防止施設の整備など災害予防上必要な措置を講ずるものとする。
(略)

(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備
土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域が指定されていない箇所については土砂災害危険箇所）の住民への周知体制、土砂災害監視システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、市町村等に対しては、土砂災害警戒情報の発表・伝達、大規模な土砂災害が急迫した場合の緊急調査に基づく土砂災害緊急情報の通知その他警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言を行うものとする。
(略)

【土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域】

土砂災害から、県民の生命、身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進し、必要な対策を進める。
(追加)

土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、土砂災害警戒区域に関する資料を関係市町村に提供し、市町村地域防災計画において土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進が図られるよう支援する。

(カ) 緊急輸送対策
委託ヘリコプターによる復旧要員輸送ルートの整備

8 農地及び農業用施設
(略)

第4節 文化財の保護
4 災害時の対応
災害時には、次の対策を実施する。
(略)

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第5章 地盤災害の予防

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
(略)	(略)	(略)
第4節 土砂災害の 防止	中部地方整備 局、県	1(1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備の支援
	市町村	2(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 2(2) ハザードマップの作成及び周知
(略)	(略)	(略)

61 第2節 液状化対策の推進
県（防災局、建設部）及び市町村における措置

(1) 液状化危険度の周知
(略)
また、平成23年度から25年度に行った東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査の中で、250mメッシュ単位における液状化の危険度判定を実施し、県民、市町村を始め各防災関係機関に公表した。
(略)
◆附属資料第13「平成23年度～平成25年度東海地震・東南海地震等被害予測調査結果」

(2) (略)

第4節 土砂災害の防止

1 中部地方整備局及び県（建設部、農林水産部）における措置

(1) 土砂災害危険箇所等に関する措置
ア (略)
イ 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害のおそれのある箇所について、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により危険箇所を把握し、その箇所を公表、周知するものとする。また、土砂災害危険箇所のうち、優先度の高い箇所から順次土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害防止施設の整備など災害予防上必要な措置を講ずるものとする。
(略)

(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備の支援
土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域が指定されていない箇所については土砂災害危険箇所）の住民への周知体制、土砂災害監視システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、市町村等に対しては、土砂災害警戒情報の発表・伝達、大規模な土砂災害が急迫した場合の緊急調査に基づく土砂災害緊急情報の通知を行い、当該通知に基づくその他警戒避難体制の確立に関する必要な支援を行うものとする。
(略)

【土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域】

土砂災害から、県民の生命、身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進し、必要な対策を進める。

おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域の指定等に必要な基礎調査を行い、その結果を関係のある市町村長に通知するとともに、公表する。

土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、土砂災害警戒区域に関する資料を関係市町村に提供し、市町村地域防災計画に基づき土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進が図られるよう支援する。

(略)

表記の整理

対策の整理

被害予測調査の実施
(H26 公表)

構成の整理

表記の整理

表記の整理

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正

(略)

(追加)

68 第6章 防災施設等の整備
7 その他施設・設備等
(略)
◆ 附属資料第9「市町村別避難所・広域避難場所」

69 第7章 避難者・要配慮者対策
■ 基本方針
(追加)
(追加)

- 市町村長等は、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、県民の安全の確保に努めるものとする。
- 県、市町村及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」(平成6年愛知県条例第33号)の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 市町村にあつては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村災害時要援護者支援体制マニュアル」などを活用するものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市町村、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 県及び市町村は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが必要である。また、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

2 市町村における措置

- (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備
 - 市町村防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。
 - ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - イ (エに掲げる施設に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等)
 - イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - オ 救助に関する事項
 - カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
 - キ 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合におけるエに規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
- (2) ハザードマップの作成及び周知
 - 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。
 - また、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。

第6章 防災施設等の整備
7 その他施設・設備等
(略)
◆ 附属資料第9「市町村別避難場所・避難所」

第7章 避難行動の促進対策
■ 基本方針
○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。

- 災害情報共有システム(Lアラート)の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や避難指示等の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 市町村長等は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、県民の安全の確保に努める。
- (削除) ※ 第8章に記載
- (削除) ※ 第8章に記載
- (削除) ※ 第8章に記載
- (削除) ※ 第8章に記載
- (削除) ※ 第8章に記載

土砂災害防止対策基本指針の変更

表記の整理

構成の整理
「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の見直し
対策の追加

構成の整理

構成の整理

構成の整理

構成の整理

構成の整理

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
(追加)	(追加)	(追加)
第1節 避難場所の確保	市町村	(1) 広域避難場所の選定 (2) 広域避難場所標識の設置等 (3) 一時避難場所の確保
第2節 避難所の整備	市町村	(略)
第3節 避難道路の確保と交通規制計画	市町村、県警察、避難措置の実施者	(1) 避難道路の通行確保 (2) 避難道路の選定
(追加)	(追加)	(追加)
第4節 避難に関する広報	市町村、県	(1) 避難場所等の広報 (2) 避難のための知識の普及
第5節 市町村等の避難計画	市町村、防災上重要な施設の管理者	避難計画の作成
第6節 要配慮者の安全対策	県、市町村、社会福祉施設等管理者	(略)
第7節 帰宅困難者支援体制の整備	県、市町村	(略)

(追加)

70 第1節 避難場所の確保
市町村における措置

災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

(1) 広域避難場所の選定
(略)
ア (略)
イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
ウ～キ (略)

(2) (略)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 津波警報や避難指示等の情報伝達体制の整備	県、市町村	1 防災行政無線等の維持管理 2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保
第2節 避難場所及び避難路の指定等	市町村	(1) 広域避難場所の選定 (2) 広域避難場所標識の設置等 (3) 一時避難場所の確保 (4) 避難路の選定
第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	市町村	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) 判断のための助言を求めるための事前準備
(削除)	県	判断基準の設定に係る助言
(削除)	(削除)	(削除) ※ 第5節として記載
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	市町村、防災上重要な施設の管理者	避難計画の作成
第5節 避難に関する意識啓発	市町村、県	(1) 避難場所等の広報 (2) 避難のための知識の普及
(削除)	(削除)	(削除) ※ 第8章第2節として記載
(削除)	(削除)	(削除) ※ 第8章第3節として記載

第1節 気象警報や避難指示等の情報伝達体制の整備

1 県（防災局）における措置

県は、市町村に対して津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）、全国瞬時警報システム（Jアラート）等を適切に維持管理する。

また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に情報を伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。

2 市町村における措置

市町村は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

第2節 避難場所及び避難路の指定等

市町村における措置

1 避難場所の指定

市町村は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

(1) 広域避難場所の選定
(略)
ア (略)
イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
ウ～キ (略)

(2) (略)

構成の整理

構成の整理

対策の追加

構成の整理

表記の整理

表記の整理

対策の追加

対策の追加

表現の整理

表記の整理

地震・津波災害対策計画編

	<p>(3) 一時避難場所の確保 (略) なお、<u>避難民</u> 1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。 ◆ 附属資料第9「市町村別<u>避難所・広域避難場所</u>」</p>	<p>(3) 一時避難場所の確保 (略) なお、<u>避難者</u> 1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。 ◆ 附属資料第9「市町村別<u>避難場所・避難所</u>」</p>	<p>表記の整理 表記の整理</p>
70	<p>第2節 避難所の整備</p>	<p>(削除) ※ 第8章に記載</p>	
71	<p>第3節 <u>避難道路の確保と交通規制計画</u> <u>市町村、県警察及びその他避難措置の実施者における措置</u> (1) <u>避難道路の通行確保</u> 市町村職員、警察官、消防職員その他避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、<u>避難道路の通行確保に努めるものとする。また、大地震の発生に備え、交通規制計画を定めるものとする。</u> (2) <u>避難道路の選定</u> 広域避難場所を指定した市町村は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定し<u>確保しておくものとする。</u> ア～オ (略) (追加)</p>	<p>(削除) (削除) (削除) 2 避難路の選定 避難場所を指定した市町村は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、<u>日頃から住民への周知徹底に努める。</u> ア～オ (略) 第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 1 市町村における措置 (1) <u>マニュアルの作成</u> 市町村は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。 ア 津波災害事象の特性に留意すること イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること (ア) 気象予報及び気象情報 ウ 「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</u>」(内閣府)を参考にすること。 エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえること (ア) 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果(平成26年5月30日愛知県防災局公表)の浸水想定区域 (イ) 津波浸水想定(平成26年11月26日愛知県建設部公表)における浸水想定区域 オ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること (2) <u>判断基準の設定に係る助言</u> 判断基準を設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県(水防、砂防所管)や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。 (3) <u>判断のための助言を求めるとの事前準備</u> 市町村は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めるとができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>2 県(建設部)、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市町村が、<u>避難勧告等の判断基準の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。</u></p>	<p>構成の整理 対策の整理 表記の整理 対策の追加</p>
72	<p>第4節 避難に関する広報</p>	<p>(削除) ※ 第5節として記載</p>	
72	<p>第5節 <u>市町村等の避難計画</u> <u>市町村及び防災上重要な施設の管理者における措置</u> 市町村及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成しておくものとする。 (1) 市町村の避難計画 市町村の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、<u>自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。</u> ア～エ (略) オ 避難場所、避難所の管理に関する事項 (ア) <u>避難収容中の秩序保持</u> (イ) <u>避難民に対する災害情報の伝達</u> (ウ) <u>避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底</u> (エ) <u>避難民に対する各種相談業務</u> カ (略) (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項 (略) ア (略)</p>	<p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定 1 市町村及び防災上重要な施設の管理者における措置 市町村及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ<u>避難誘導等に係る計画</u>を作成しておくものとする。 (1) 市町村の避難計画 市町村の避難計画には、<u>原則として次の事項を記載するものとする。</u> ア～エ (略) オ 避難場所、避難所の管理に関する事項 (ア) <u>避難場所、避難所の秩序保持</u> (イ) <u>避難者に対する災害情報の伝達</u> (ウ) <u>避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底</u> (エ) <u>避難者に対する各種相談業務</u> カ (略) (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項 (略) ア (略)</p>	<p>表記の整理 表記の整理 表記の整理 表記の整理</p>

イ 義務教育の児童生徒を集团的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難場所等の選定、収容施設の確保及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。
 ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集团的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

(追加)

(72) 第4節 避難に関する広報

市町村及び県（防災局、関係部局）における措置

市町村及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。

- (1) (略)
- (2) 避難のための知識の普及
(略)
ア、イ (略)
ウ 避難収容後の心得

73 第6節 要配慮者の安全対策

75 第7節 帰宅困難者支援体制の整備

第7章 避難者・要配慮者対策

(69) ■ 基本方針

- 市町村長等は、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、県民の安全の確保に努めるものとする。
- 県、市町村及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 市町村にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村災害時要援護者支援体制マニュアル」などを活用するものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市町村、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 県及び市町村は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが必要である。また、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第2節 避難所の整備	市町村	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (4) 避難所の運営体制の整備
第6節 要配慮者の安全対策	県、市町村、社会福祉施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策
第7節 帰宅困難者支援体制の整備	県、市町村	帰宅困難者支援体制の整備

イ 義務教育の児童生徒を集团的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。
 ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集团的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

2 避難行動要支援者の避難対策

第8章 第2節 要配慮者支援対策 (3)避難行動要支援者対策参照

第5節 避難に関する意識啓発

市町村及び県（防災局、関係部局）における措置

市町村及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。

- (1) (略)
- (2) 避難のための知識の普及
(略)
ア、イ (略)
ウ 避難場所、避難所滞在中の心得

(削除) ※ 第8章第2節として記載

(削除) ※ 第8章第3節として記載

第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 市町村長等は、あらかじめ指定避難所の指定、整備や避難所の運営体制の整備を行う。
- 県、市町村及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 市町村にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市町村、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 県及び市町村は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 避難所の指定・整備	市町村	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (4) 避難所の運営体制の整備
第2節 要配慮者支援対策	県、市町村、社会福祉施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策
第3節 帰宅困難者対策	県、市町村	帰宅困難者対策

表記の整理

表記の整理

構成の整理

構成の整理

対策の追加

表記の整理

構成の整理

構成の整理

構成の整理

市町村災害時要援護者支援体制マニュアルの改訂

愛知県帰宅困難者対策実施要領の策定

表記の整理

	<p>第2節 避難所の整備 市町村における措置 (1) (略) (2) 指定避難所の指定 ア 市町村は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。 イ～エ (略) (3) (略) (追加) ※ 第3編第10章に記載されている内容</p> <p>(4) 避難所の運営体制の整備 市町村は、県が平成9年度に作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。 (略) (追加)</p> <p>73 第6節 要配慮者の安全対策 県(健康福祉部、地域振興部、防災局)、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 (1)～(3) (略)</p> <p>74 (4) 外国人等に対する対策 (略) ア <u>広域避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとする</u>とともに、多言語化を推進する。 イ～エ (略) (追加)</p> <p>75 第7節 帰宅困難者支援体制の整備 県(防災局)及び市町村における措置 (1) 公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性が高いことから、<u>県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。</u> (追加)</p> <p>(2) 県、当該市及び関係事業者等は、都市再生緊急整備地域において、人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。 (追加) ※ 第3編第10章に記載されている内容</p> <p>76 第8章 火災予防・危険性物質の防災対策</p>	<p>第1節 避難所の指定・整備 市町村における措置 (1) (略) (2) 指定避難所の指定 ア 市町村は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を<u>規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。</u> イ～エ (略) (3) (略) (4) <u>避難所の破損等への備え</u> 市町村は、<u>避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等</u>を図る。 (5) 避難所の運営体制の整備 市町村は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。 (略) ◆ 附属資料第9「市町村別避難場所・避難所」</p> <p>第2節 要配慮者支援対策 県(健康福祉部、振興部、県民生活部、防災局)、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 (1)～(3) (略) (4) 外国人等に対する対策 (略) ア <u>避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム(案内用図記号)を用いるなど簡明かつ効果的なものとする</u>とともに、多言語化を推進する。 イ～エ (略) オ <u>災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるための体制整備を推進する。</u></p> <p>第3節 帰宅困難者対策 1 県(防災局)及び市町村における措置 県及び市町村は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、<u>次の対策を実施する。</u> (1) <u>帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報</u> 「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。 (2) <u>事業者による物資の備蓄等の促進</u> 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。 (3) <u>一時的に滞在する場所として利用する施設の確保</u> 県及び市町村は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。</p> <p>2 都市再生緊急整備地域における都市再生安全確保計画の作成 県、名古屋市及び関係事業者等は、都市再生緊急整備地域において、人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。</p> <p>3 支援体制の構築 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。 また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</p> <p>76 第9章 火災予防・危険性物質の防災対策</p>	<p>表記の整理</p> <p>構成の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>組織改正</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>愛知県帰宅困難者対策実施要領の策定</p> <p>愛知県帰宅困難者対策実施要領の策定</p> <p>表記の整理</p> <p>構成の整理</p>
--	---	---	---

80

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 火災予防対策に関する 指導 (略)	市町村 (略)	1(1) (2) (略) 1(3) <u>立入検査強化の指導</u> 1(4) (略) (略)

第9章 津波予防対策

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 <u>津波危険地域の指定</u> (略)	関係市町村 (略)	津波危険地域の指定 (略)
第4節 津波防災事業の推進	(略)	(略)

第1節 津波危険地域の指定
関係市町村における措置

東海地震及び東南海・南海地震の津波被害予測等を基に、海岸線又は地震による津波が河川遡上の可能性がある地域を有する次の関係市町村は、津波により人・住家等に危険が予想される地域があると想定する場合は、これを「津波危険地域」として指定することとする。

(1) 海岸線を有する市町村
名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

(2) 海岸線を有しないが河川遡上の可能性のある市町村
愛西市

◆附属資料第1「津波危険地域」

(追加)

(追加)

81

第2節 津波防災体制の充実

1 県（防災局、関係部局）及び関係市町村における措置

(1) (略)

(2) 津波警報、避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

(3)、(4) (略)

2 関係市町村における措置

(略)

(1) 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

(2)、(3) (略)

(4) 津波の避難計画の策定にあたっては、最大クラスの津波及び比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波による「津波浸水予測図」や、「市町村津波避難計画策定の手引き」等を基礎資料とする。

(5) (略)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 火災予防対策に関する 指導 (略)	市町村 (略)	1(1) (2) (略) 1(3) <u>立入検査の強化</u> 1(4) (略) (略)

第10章 津波等予防対策

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 <u>津波対策に係る地域の指定</u> (略)	関係市町村 (略)	<u>1 津波危険地域の指定</u> <u>2 津波避難対策特別強化地域の指定</u> (略)
第4節 津波等防災事業の推進	(略)	(略)

第1節 津波対策に係る地域の指定等

1 津波危険地域の指定

県（防災局）は、東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果を公表している。（平成26年5月30日公表）

次の関係市町村は、本調査結果の理論上最大想定モデルの最大浸水深分布等を基に、津波により人・住家等に危険が予想される地域を「津波危険地域」として指定することとする。

(1) 海岸線を有する市町村（19市町村）
名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

(2) 海岸線を有しないが浸水の可能性のある市町村（8市町）
津島市、安城市、大府市、愛西市、あま市、大治町、蟹江町、阿久比町

◆附属資料第1「津波危険地域」

2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定

県（建設部）は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき、津波浸水想定を設定。（平成26年11月26日公表）

◆附属資料第13「津波浸水想定」

3 南海トラフ法に基づく津波避難対策特別強化地域の指定

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）第10条第1項に基づき、国が南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定した地域は、次の3市町（平成26年3月28日現在）である。
豊橋市、田原市、南知多町

第2節 津波防災体制の充実

1 県（防災局、関係部局）及び関係市町村における措置

(1) (略)

(2) 津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

(3)、(4) (略)

2 関係市町村における措置

(略)

(1) 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、早期避難が必要であることから、基本的には避難指示のみを発令するものとする。また、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

(2)、(3) (略)

(4) 津波の避難計画の策定にあたっては、最大クラスの津波及び比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波による「津波浸水想定区域図」や、「愛知県 市町村津波避難計画策定指針」等を基礎資料とする。

(5) (略)

表記の整理

表記の整理

対策の整理

表記の整理

被害予測調査の実施
(H26公表)

被害予測調査の実施
(H26公表)

津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定を設定

南海トラフ法に基づく津波避難対策特別強化地域の指定

対策の整理

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の見直し

愛知県 市町村津波避難計画策定指針の策定

地震・津波災害対策計画編

<p>84 第10章 広域応援体制の整備</p> <p>85 第2節 広域応援体制の整備</p> <p>1 県（防災局、各一部局）及び市町村における措置</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(4) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</p> <p>県及び市町村は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする<u>応援隊</u>等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。</p> <p>第3節 救援隊等による協力体制の整備</p> <p>1 県（防災局）及び市町村における措置</p> <p>(1) 緊急消防援助隊</p> <p>(略)</p> <p><u>また、「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」（総務省消防庁）に基づく迅速出動を的確に実施できるように、その準備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>87 第11章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者に十分配慮し、地域において<u>配慮者</u>を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>88 第1節 防災訓練の実施</p> <p>1 県（防災局、各一部局）及び市町村等における措置</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策や津波警報の伝達など、<u>南海トラフ巨大地震等</u>の大規模地震を想定した訓練を実施する。</p> <p>エ (略)</p> <p>90 第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>県（防災局、関係一部局）、市町村及び県警察における措置</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(4) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>91 県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、<u>3日分程度</u>の家庭内備蓄を推進する。</p> <p>また、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。</p> <p>(追加)</p> <p>(5) 報道媒体の活用及び協力要請</p> <p>(略)</p> <p>(6) 過去の災害教訓の伝承</p> <p>(略)</p> <p>第12章 震災に関する調査研究の推進</p> <p>震災に関する調査研究の推進</p> <p>県（防災局、関係一部局）及び市町村における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 被害想定に関する調査研究</p> <p>(略)</p> <p><u>平成2年度に実施した「濃尾地震を想定した愛知県の被害予測調査」においては、明治24年に発生した濃尾地震が、今日再び発生した場合の木造建物の崩壊、火災による物的・人的被害の想定を行った。</u></p> <p><u>また、平成4年度から3か年計画で実施した「愛知県東海地震被害予測調査」においては、東海地震が発生した場合の地震動、</u></p>	<p>第11章 広域応援体制の整備</p> <p>第2節 広域応援体制の整備</p> <p>1 県（防災局、各一部局）及び市町村における措置</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(4) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</p> <p>県及び市町村は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする<u>広域応援部隊</u>等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。</p> <p>第3節 救援隊等による協力体制の整備</p> <p>1 県（防災局）及び市町村における措置</p> <p>(1) 緊急消防援助隊</p> <p>(略)</p> <p><u>特に、南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動により、地震発生直後から本県への応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第12章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者に十分配慮し、地域において<u>要配慮者</u>を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>第1節 防災訓練の実施</p> <p>1 県（防災局、各一部局）及び市町村等における措置</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策や津波警報等の伝達など、<u>南海トラフ地震等</u>の大規模地震を想定した訓練を実施する。</p> <p>エ (略)</p> <p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>県（防災局、関係一部局）、市町村及び県警察における措置</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(4) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、<u>3日以上（可能な限り1週間分程度）</u>の家庭内備蓄を推進する。</p> <p>また、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。</p> <p>(5) <u>地震保険の加入促進</u></p> <p><u>地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者が住宅再建の際の有効な手段の一つとなることから、県、市町村等は、その制度の普及促進に努めるものとする。</u></p> <p>(6) 報道媒体の活用及び協力要請</p> <p>(略)</p> <p>(7) 過去の災害教訓の伝承</p> <p>(略)</p> <p>第13章 震災に関する調査研究の推進</p> <p>震災に関する調査研究の推進</p> <p>県（防災局、関係一部局）及び市町村における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 被害想定に関する調査研究</p> <p>(略)</p> <p><u>濃尾地震を想定した愛知県の被害予測調査（平成2年度）</u></p> <p>明治24年に発生した濃尾地震が、今日再び発生した場合の木造建物の崩壊、火災による物的・人的被害の想定を行った。</p> <p><u>イ 愛知県東海地震被害予測調査（平成4～7年度）</u></p> <p>東海地震が発生した場合の地震動、津波などの自然現象、交</p>	<p>表記の整理</p> <p>「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」の廃止及び対策の整理</p> <p>誤記修正</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
---	--	--

地震・津波災害対策計画編

津波などの自然現象、交通施設、ライフライン施設、建築物などの物的被害及び人的被害を予測するとともに、物的被害や人的被害から波及する生活面、経済面及び行政面における機能被害の予測を行った。

さらに、平成7年度には、阪神・淡路大震災の被害状況等を基に、活断層と地震との関わり、県内のライフライン施設、避難所施設等の地震防災対策や災害広報のための報道機関との連携体制のあり方など本県の直下型大地震対策の推進について調査研究を行った。

なお、平成14年度及び平成15年度の2年間で、海溝型地震では、①想定東海地震、②想定東南海地震、③想定東海地震と想定東南海地震の連動、及び内陸型地震では、④養老一桑名一四日市断層帯等を想定して、最新の情報や予測技術を基本にした被害予測調査を実施した。

(追加)

(4)～(6) (略)

96 第1.3章 災害救助基金の管理

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢(組織の動員配備)

98 第1節 災害対策本部の設置・運営

1 県(防災局)における措置

(略)

(1) 県災害対策本部の設置

ア 設置・廃止基準

(略)

設置区分	設置基準
気象予警報等による場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県下に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ・ 次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 <p>(大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曾川中流はん濫警戒情報、木曾川下流はん濫警戒情報、長良川下流はん濫警戒情報、庄内川及び矢田川はん濫警戒情報、矢作川はん濫警戒情報、豊川及び豊川放水路はん濫警戒情報、新川はん濫警戒情報、日光川はん濫警戒情報、天白川はん濫警戒情報、境川・逢妻川はん濫警戒情報、愛知県外海又は伊勢・三河湾への津波警報若しくは大津波警報)</p>
(略)	(略)

イ 設置場所

本部(本部室)は、県本庁舎6階に設置する。

なお、県本庁舎が被災した場合には、愛知県自治センター3階の会議室(災害対策本部予備室)を充てる。

(2) (略)

(3) 災害情報センターの立ち上げ

(略)

災害情報センターの場所は、県本庁舎6階の災害情報センター室に設置する。

なお、県本庁舎が被災した場合には、愛知県自治センター地下2階の会議室(災害情報センター予備室)を充てる。

また、方面本部には災害対策センターを設置する。

(4) (略)

86 第2章 通信の運用

108 第3章 情報の収集・伝達・広報

■ 基本方針

○ 津波警報等及び地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。

(追加) ※ 第9章に記載されている内容

○ 県、市町村及び関係機関は、相互に密接な連携のもとに、被害

通施設、ライフライン施設、建築物などの物的被害及び人的被害を予測するとともに、物的被害や人的被害から波及する生活面、経済面及び行政面における機能被害の予測を行った。

ウ 本県の直下型大地震対策の推進についての調査(平成7年度)

阪神・淡路大震災の被害状況等を基に、活断層と地震との関わり、県内のライフライン施設、避難所施設等の地震防災対策や災害広報のための報道機関との連携体制のあり方など本県の直下型大地震対策の推進について調査研究を行った。

エ 東海地震・東南海地震等被害予測調査(平成14～15年度)

海溝型地震では、①想定東海地震、②想定東南海地震、③想定東海地震と想定東南海地震の連動、及び内陸型地震では、④養老一桑名一四日市断層帯等を想定して、最新の情報や予測技術を基本にした被害予測調査を実施した。

オ 東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査(平成23～25年度)

海溝型地震では、南海トラフ地震として規模の異なる①過去地震最大モデルによる地震・津波、②理論上最大想定モデルによる地震・津波を想定地震として、東日本大震災の教訓や最新の科学的知見を踏まえた被害予測調査を実施した。

(4)～(6) (略)

第1.4章 災害救助基金の管理

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢(組織の動員配備)

第1節 災害対策本部の設置・運営

1 県(防災局)における措置

(略)

(1) 県災害対策本部の設置

ア 設置・廃止基準

(略)

設置区分	設置基準(地震・津波災害関係)
気象予警報等による場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ・ 次の気象予警報等のいずれかが県内の地域に発表されたとき。 <p>(愛知県外海又は伊勢・三河湾への津波警報若しくは大津波警報)</p>
(略)	(略)

イ 設置場所

本部(本部室)は、県自治センター6階に設置する。

なお、県自治センターが被災した場合には、県本庁舎3階の特別会議室を充てる。

(2) (略)

(3) 災害情報センターの立ち上げ

(略)

災害情報センターの場所は、県自治センター6階の災害情報センター室に設置する。

なお、県自治センターが被災した場合には、県本庁舎2階の講堂を充てる。

また、方面本部には災害対策センターを設置する。

(4) (略)

(削除)

第2章 避難行動

■ 基本方針

○ 津波警報等及び地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。

○ 市町村長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

(削除) ※ 第3章に記載

表記の整理

表記の整理

被害予測調査の実施(H26公表)

構成の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

本部室の移転

災害情報センター室の移転

構成の整理(第3章、第15章に分割)構成の整理

構成の整理

構成の整理

地震・津波災害対策計画編

状況等収集・伝達活動を行うものとする。

- 各防災関係機関は、住民が適切な判断による行動がとれるよう、災害状況、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ正確に広報することが大切である。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
台 気象	○津波警報等の発表・伝達	→	→	→
	○地震に関する情報の発表・伝達	→	→	→
県	○警報等の市町村等への伝達 (追加) ※ 第10章に記載されている内容	→	→	→
	○市町村へ職員派遣	→	→	→
	○災害状況の収集伝達	→	→	→
	○国への報告	→	→	→
	○県災害対策本部設置の通知	→	→	→
	○災害広報の実施 ○相談窓口等の開設	→	→	→
市町村	○伝達された情報等の住民等への周知徹底	→	→	→
	○沿岸市町村における津波の自衛措置 (追加) ※ 第10章に記載されている内容	→	→	→
	○被害状況等の情報収集及び県等への通報	→	→	→
	○即報基準に該当する災害の報告	→	→	→
	○住民への災害広報 ○相談窓口等の開設	→	→	→
機 報 関 道	○災害広報の依頼に対する協力	→	→	→

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 津波警報等・ 地震情報等の 伝達	(略)	(略)
第2節 被害状況等の 収集・伝達	(略)	(略)
(追加) ※ 第9章に 記載されてい る内容	(追加)	(追加)
(追加) ※ 第9章に 記載されてい る内容	(追加)	(追加)

(削除) ※ 第3章に記載

(削除) ※ 第3章に記載

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
台 気象	○津波警報等の発表・伝達	→	→	→
	○地震に関する情報の発表・伝達	→	→	→
県	○警報等の市町村等への伝達 ○立退き指示等の代行	→	→	→
	(削除) ※ 第3章に記載	→	→	→
市町村	○伝達された情報等の住民等への周知徹底	→	→	→
	○沿岸市町村における津波の自衛措置	→	→	→
	○立退きの指示	→	→	→
	○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 (削除) ※ 第3章に記載	→	→	→

(削除) ※ 第3章に記載

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 津波警報等 の伝達	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除) ※ 第3章に記載
第2節 避難の勧告・ 指示	市町村	1(1) 避難の指示 1(2) 知事等への助言の要求 1(3) 報告(災害対策基本法第60条第4項) 1(4) 他市町村又は県に対する 応援要求 1(5) 広域一時滞在に係る協議
	水防管理者	2(1) 立退きの指示 2(2) 通知(水防法第29条)
	県(知事又は知 事の命を受け た職員)	3(1) 洪水等のための立退きの 指示 3(2) 地すべりのための立退き 指示 3(3) 通知(地すべり等防止法第 25条) 3(4) 市町村長への助言 3(5) 市町村長の事務の代行 3(6) 第四管区海上保安本部、自 衛隊、県警察に対する応援要 請 3(7) 他市町村に対する応援指 示 3(8) 広域一時滞在に係る協議 等
	県警察(警察 官)	4(1) 警察官職務執行法第4条 による措置 4(2) 災害対策基本法第61条に よる指示 4(3) 報告・通知等(報告・警察 官職務執行法第4条第2項) (通知及び報告・災害対策基 本法第61条第2項及び第3 項)
	第四管区海上 保安本部(海上	5(1) 災害対策基本法第61条に よる指示

構成の整理

構成の整理

構成の整理

構成の整理

表記の整理

構成の整理

(追加)		※ 第9章に記載されている内容

109	<p>第1節 津波警報等・地震情報等の伝達</p> <p>1 気象庁又は名古屋地方気象台における措置 (略)</p> <p>(1) 津波警報等 地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、<u>順次津波警報・注意報、津波情報</u>を発表する。 ◆ 附属資料第2「津波警報等の種類、発表基準、予報区」</p> <p>(2) 地震に関する情報等 ア 緊急地震速報 地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、<u>強い揺れ</u>が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。</p> <p>イ (略)</p>	
110	<p>4 報道機関における措置</p> <p>報道機関は、気象庁又は名古屋地方気象台から情報等が伝達されたときは、速やかに放送等を行うよう努めるものとする。</p>	
111	<p>6 津波警報等情報の伝達</p> <p>(1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>図中「NTTマーケティングアクト大阪104センタ」 図中「第三管区海上保安本部」 図の(注)中「2 気象庁本庁からNTTマーケティングアクト大阪104センタには、警報についてのみ伝達を行う。」</p> <p><u>(第2節 被害状況等の収集・伝達)</u></p> <p>1 発見者の通報義務 地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象(以下「異常現象」という。)を発見した者は、直ちに市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。 なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市町村長に通報するものとする。</p> <p>(第10章 避難者・帰宅困難者対策) (第1節 避難の勧告・指示)</p>	
(161)	<p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 避難のための準備情報・勧告・指示 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示又は勧告する。 また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者に早めの段階で避難行動を求める避難準備(要配慮者)情報を伝達する。 (略)</p>	
(162)	<p>(2) 知事等への助言の要求 市町村長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、<u>指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長</u>又は知事に対し助言を求めることができる。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	
	<p>2 水防管理者における措置</p> <p>(1) 立退きの指示 洪水、津波又は高潮の<u>氾濫</u>により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。</p> <p>(2) (略)</p>	
(163)	<p>4 県警察(警察官)における措置</p> <p>(1)、(2) (略)</p>	

	保安官)	5(2) 報告・通知等(通知及び報告・災害対策基本法第61条第2項及び第3項)
	自衛隊(自衛官)	6(1) 避難等の措置 6(2) 報告(自衛隊法第94条)
第3節 住民等の避難誘導	市町村	1(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1(2) 避難行動要支援者の避難支援

109	<p>第1節 津波警報等の伝達</p> <p>1 気象庁又は名古屋地方気象台における措置 (略)</p> <p>(1) 津波警報等 地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、<u>大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報</u>を発表する。 ◆ 附属資料第2「津波警報等の種類、発表基準、予報区」</p> <p>(2) 地震に関する情報等 ア 緊急地震速報 気象庁は、<u>震度5弱以上の揺れ</u>が予想された場合に、<u>震度4以上</u>が予想される地域に対し、緊急地震速報を発表する。<u>(震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報は、気象業務法の地震動特別警報、その他の緊急地震速報は、地震動警報に位置づけられる。)</u></p> <p>イ (略)</p>	構成の整理
110	<p>4 報道機関における措置</p> <p>日本放送協会は、気象庁から大津波警報、津波警報、緊急地震速報が通知されたときは、直ちに当該情報の放送を行う。 また、報道機関は、気象庁又は名古屋地方気象台から情報等が伝達されたときは、速やかに放送等を行うよう努めるものとする。</p>	対策の整理
111	<p>6 津波警報等情報の伝達</p> <p>(1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>図中「西日本電信電話(株)」 図中「海上保安庁」 図の(注)中「2 気象庁本庁から西日本電信電話(株)(NTTマーケティングアクト福岡104センタ)には、津波特別警報及び津波警報についてのみ伝達を行う。」</p>	表記の整理 組織変更
(161)	<p>7 発見者の通報義務 地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象(以下「異常現象」という。)を発見した者は、直ちに市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。 なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市町村長に通報するものとする。</p>	構成の整理
(162)	<p>第2節 避難の指示</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 避難の指示 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。 (削除) (略)</p> <p>(2) 知事等への助言の要求 市町村長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、<u>名古屋地方気象台、中部地方整備局</u>又は知事に対し助言を求めることができる。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	構成の整理 対策の整理
(163)	<p>2 水防管理者における措置</p> <p>(1) 立退きの指示 洪水、津波又は高潮の<u>氾濫</u>により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。</p> <p>(2) (略)</p>	表記の整理
	<p>4 県警察(警察官)における措置</p> <p>(1)、(2) (略)</p>	

地震・津波災害対策計画編

(3) 報告・通知等
ア (1) の場合 (報告・警察官職務執行法第3条第4項) (以下略)

(164) **8 避難の措置と周知**
(略)
(1) 住民への周知徹底
ア (略)
イ 伝達手段としては、防災行政無線 (屋外拡声器、戸別受信機)、オフトーク通信、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話 (緊急速報メール機能を含む。)、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求める。
また、市町村長は、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイトを運営する事業者に対し、情報提供の協力を求めることができる。
ウ (略)
(2) (略)

(164) **9 避難の誘導等**
(1) ~ (3) (略)
(4) 県警察は、被災時における混乱を防止し、避難を容易にするため、広域避難場所及びその周辺道路における交通規制を可能な限り実施しておくものとする。

(166) **第3節 要配慮者対策**
1 市町村における措置
(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 (略)
(2) 避難行動要支援者の避難支援
ア~ウ (略)
エ 避難場所以降の避難行動要支援者への対応 (略)

108 **第3章 情報の収集・伝達・広報**
■ 基本方針
○ 津波警報等及び地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。
○ 県、市町村及び関係機関は、相互に密接な連携のもとに、被害状況等収集・伝達活動を行うものとする。
(追加) ※ 第2章に記載されている内容

(追加) ※ 第2章に記載されている内容

○ 各防災関係機関は、住民が適切な判断による行動がとれるよう、災害状況、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ正確に広報することが大切である。
○ 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。
■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
台 気 象	○津波警報等の発表・伝達	→	→	→
	○地震に関する情報の発表・伝達	→	→	→
県	○警報等の市町村等への伝達	→	→	→
	○市町村へ職員派遣	→	→	→
	○災害状況の収集伝達	→	→	→
	○国への報告	→	→	→
	○県災害対策本部設置の通知 (追加) ※ 第2章に記載されている内容 ○災害広報の実施 ○相談窓口等の開設	→	→	→
市 町 村	○伝達された情報等の住民等への周知徹底	→	→	→
	○沿岸市町村における津波の自衛措置	→	→	→
	○被害状況等の情報収集及び県等への通報	→	→	→
	○即報基準に該当する災害の報告	→	→	→
	○住民への災害広報 ○相談窓口等の開設	→	→	→

(3) 報告・通知等
ア (1) の場合 (報告・警察官職務執行法第4条第2項) (以下略)

8 避難の措置と周知
(略)
(1) 住民への周知徹底
ア (略)
イ 伝達手段は、防災行政無線 (屋外拡声器、戸別受信機)、オフトーク通信、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話 (緊急速報メール機能を含む。)、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。
このほか、災害情報共有システム (Lアラート) に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様な身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。
ウ (略)
(2) (略)

第3節 住民等の避難誘導
1 住民等の避難誘導
(1) ~ (3) (略)
(削除)

2 避難行動要支援者の支援
(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 (略)
(2) 避難行動要支援者の避難支援
ア~ウ (略)
エ 避難後における避難行動要支援者への対応 (略)

第3章 災害情報の収集・伝達・広報
■ 基本方針
(削除) ※ 第2章に記載

○ 県、市町村及び関係機関は、相互に密接な連携のもとに、被害状況等収集・伝達活動を行うものとする。
○ 県、市町村及び防災関係機関は、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達重要通信の疎通を確保する。
○ 迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、県、市町村及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。
○ 各防災関係機関は、住民が適切な判断による行動がとれるよう、災害状況、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ正確に広報することが大切である。
○ 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。
■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
台 気 象	(削除) ※ 第2章に記載	→	→	→
	(削除) ※ 第2章に記載	→	→	→
県	○市町村へ職員派遣	→	→	→
	○災害状況の収集伝達	→	→	→
	○国への報告	→	→	→
	○県災害対策本部設置の通知	→	→	→
	○専用通信施設の応急措置 ○災害広報の実施 ○相談窓口等の開設	→	→	→
市 町 村	(削除) ※ 第2章に記載	→	→	→
	○被害状況等の情報収集及び県等への通報	→	→	→
	○即報基準に該当する災害の報告	→	→	→
	○住民への災害広報 ○相談窓口等の開設	→	→	→

誤記修正

対策の追加

構成の整理
表記の整理

対策の整理

構成の整理

表記の整理

構成の整理

構成の整理

構成の整理

構成の整理

機 関 報 道	○災害広報の依頼に対する協力	
---------	----------------	--

機 関 報 道	○災害広報の依頼に対する協力	→
---------	----------------	---

109

■ 主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第2節 被害状況 等の 収 集・伝達	異常現象 の発見者	1 災害の発生が予想される異常な現象の通報
	市町村	2(1) 承知した異常現象の名古屋地方気象台その他関係機関への通報 2(2) 被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報 2(3) 行方不明者の情報収集 2(4) 即報基準に該当する火災、災害の報告 2(5) 災害応急対策完了後 15 日以内の確定報告 2(6) 被災者台帳の作成
	県	3(1) 市町村への職員派遣及び情報収集 3(2) 方面本部構成機関から県関係部局への連絡 3(3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集伝達 3(4) 内閣総理大臣（消防庁経由）への報告及び災害応急対策完了後 20 日以内の確定報告 3(5) 県災害対策本部の設置又は廃止の通知
	県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部及び航空機を所有する各機関	4 航空機による被害状況の偵察
(追加)	(追加)	(追加) ※ 第2章に記載されている内容
第3節 広報	(略)	(略)

■ 主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 被害状況 等の 収 集・伝達	(削除)	(削除) ※ 第2章に記載
	市町村	1(1) 承知した異常現象の名古屋地方気象台その他関係機関への通報 1(2) 被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報 1(3) 行方不明者の情報収集 1(4) 即報基準に該当する火災、災害の報告 1(5) 災害応急対策完了後 15 日以内の確定報告 1(6) 被災者台帳の作成
	県	2(1) 市町村への職員派遣及び情報収集 2(2) 方面本部構成機関から県関係部局への連絡 2(3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集伝達 2(4) 内閣総理大臣（消防庁経由）への報告及び災害応急対策完了後 20 日以内の確定報告 2(5) 県災害対策本部の設置又は廃止の通知
	県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部及び航空機を所有する各機関	3 航空機による被害状況の偵察
第2節 通信手段 の確保	県、市町村、防災関係機関	1 通信手段の確保
	県	2(1) 災害対策用指揮車等の使用 2(2) 耐震通信施設の使用 2(3) 国と県を結ぶ緊急連絡用回線（ホットライン）の使用
第3節 広報	(略)	(略)

構成の整理

構成の整理

109

第1節 津波警報等・地震情報等の伝達

111

第2節 被害状況等の収集・伝達

1 発見者の通報義務

地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市町村長に通報するものとする。

2～6 (略)

113

7 海上排出油等に関する情報の収集・伝達系統

図中

「伊勢湾流出油等災害対策協議会等」

「第四管区海上保安本部

救難課運用司令センター

関係海上保安部署」

8、9 (略)

(103)

第1節 通信手段の確保

1 県（防災局、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置

(1)～(6) (略)

(7) 電話・電報施設の優先利用

(略)

ア 一般電話及び電報

(7) (略)

(削除) ※ 第2章第1節として記載

第1節 被害状況等の収集・伝達

(削除) ※ 第2章第1節に記載

1～5 (略)

6 海上排出油等に関する情報の収集・伝達系統

図中

「伊勢湾排出油等防除協議会等」

「第四管区海上保安本部

関係海上保安部署」

7、8 (略)

第2節 通信手段の確保

1 県（防災局、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置

(1)～(6) (略)

(7) 電話・電報施設の優先利用

(略)

ア 一般電話及び電報

(7) (略)

構成の整理

表記の整理

組織変更

構成の整理

	<p>(イ) 非常扱いの通話（当サービスは平成27年7月31日終了） 天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、別に定める事項を内容とする通話については、すべての通話に優先して接続される。</p> <p>(ウ) 緊急扱いの通話（当サービスは平成27年7月31日終了） 火災の発生、重大な事故等緊急事態が発生した場合で別に定める事項を内容とする通話については、一般通話に優先して接続される。</p> <p>(略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(追加) ※ 第2章第2節に記載されている内容</p> <p>(9) 県防災情報システムの使用 (略)</p> <p>115 第3節 広報 4 広報内容 (1)、(2) (略)</p> <p>(3) 広報活動の実施方法 ア 報道機関への発表 ア 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ その他 各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板やホームページの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。</p> <p>エ 災害報道 (略)</p> <p>◆ 附属資料第15「災害時における放送要請に関する協定(県対NHK)」 ◆ 附属資料第15「災害時の放送に関する協定(3県1市対民放各社)」</p> <p>第4章 応援協力・派遣要請 第2節 救援隊等による協力 2 県(防災局)における措置(緊急消防援助隊等) (略)</p> <p>なお、東海地震及び東南海・南海地震においては、消防庁がそれぞれの地震に対して策定する緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づき、本県の要請がなくとも緊急消防援助隊の出動が行われることから、同様な受け入れ体制を確立するものとする。</p> <p>125 第5節 防災活動拠点の確保 1 県(防災局)及び市町村における措置 (1) 県、市町村は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。 (2) (略)</p> <p>第5章 救出・救助対策 ■ 基本方針 ○ 市町村長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市町村長)、県警察、第四管区海上保安本部は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に収容する。 (略)</p>	<p>(イ) 非常扱いの通話（当サービスは平成27年7月31日終了） 天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、別に定める事項を内容とする通話については、すべての通話に優先して接続される。</p> <p>(ウ) 緊急扱いの通話（当サービスは平成27年7月31日終了） 火災の発生、重大な事故等緊急事態が発生した場合で別に定める事項を内容とする通話については、一般通話に優先して接続される。</p> <p>(略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 放送の依頼 知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者(受託放送事業者を除く。)に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼(市町村長は、知事を通して依頼する。)することができる。 なお、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。 ◆ 附属資料第15「災害時における放送要請に関する協定(県対NHK)」 ◆ 附属資料第15「災害時の放送に関する協定(3県1市対民放各社)」</p> <p>(10) 県防災情報システムの使用 (略)</p> <p>第3節 広報 4 広報内容 (1)、(2) (略)</p> <p>5 広報活動の実施方法 (1) 報道機関への発表 ア 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。 特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 多様な情報伝達手段の活用 各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板やホームページ、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。</p> <p>(4) 災害報道 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>◆ 附属資料第15「災害時の放送に関する協定(3県1市対民放各社)」</p> <p>第4章 応援協力・派遣要請 第2節 救援隊等による協力 2 県(防災局)における措置(緊急消防援助隊等) (略)</p> <p>その際、南海トラフ地震など個別の緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づく活動が進められる場合や、最大震度に応じた迅速出動が行われる場合には、地震発生直後のより早い段階から受け入れ体制の確立を図るものとする。</p> <p>第5節 防災活動拠点の確保 1 県(防災局)及び市町村における措置 (1) 県、市町村は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。 (2) (略)</p> <p>第5章 救出・救助対策 ■ 基本方針 ○ 市町村長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市町村長)、県警察、第四管区海上保安本部は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。 (略)</p>	<p>情報の追加</p> <p>構成の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
--	--	--	--

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
(略)		(略)		
県	○自衛隊等への応援要求 ○他市町村への応援指示 ○防災ヘリコプターの出動 (追加)			
(略)		(略)		
関係機関	○応援要求への協力 ○避難救出活動への協力 (追加)			

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節(略)		
第2節(略)		
第3節 防災ヘリコ プターの活 用	県 市町村等	1 防災ヘリコプターの出動 2 防災ヘリコプターの応援要請

第1節 救出・救助活動

1 市町村における措置

(1) 市町村は、県警察・第四管区海上保安本部と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容する。
(2) ～(4) (略)

2 県警察における措置

(1) 県警察は、市町村と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容する。
なお、水没した場合には、第四管区海上保安本部とも連携を図る。
(2) (略)

第2節 海上における避難救出活動

1 第四管区海上保安本部における措置

(1) ～(4) (略)
(5) 救難対策
ア、イ (略)
ウ 第四管区海上保安本部は、市町村及び県警察と連携して、海上漂流者等の救出を行い、負傷者については、市町村及び県警察が緊密な連携のもとに、医療機関（救護所を含む。）に収容する。(略)
エ (略)
(6) (略)

第3節 防災ヘリコプターの活用

1 県（防災局）における措置

(1) 防災航空隊は、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行うものとする。
ア～キ (略)
(2) 知事は、県域内において地震災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。
(3) 知事は、市町村長等（消防事務に関する一部事務組合の管理者を含む。以下この節において同じ。）から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行うものとする。
ア～ウ (略)
(4) 防災航空隊は、名古屋消防航空隊及び近隣県の防災航空隊と連絡を密にし、次のような場合に、災害応急活動等に支障をきたさないように協力体制を整える。

ア、イ (略)

2 市町村等における措置

市町村長等は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県（防災局消防保安課防災航空グループ）に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出するものとする。
(1) ～(7) (略)
(略)

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
(略)		(略)		
県	○自衛隊等への応援要求 ○他市町村への応援指示 ○防災ヘリコプターの出動 ○航空機の運用調整			
(略)		(略)		
関係機関	○応援要求への協力 ○避難救出活動への協力 ○航空機の運用調整への協力			

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節(略)		
第2節(略)		
第3節 航空機の活 用	県 市町村等	1(1) 防災ヘリコプターの出動 2 航空機の運用調整 1(2) 防災ヘリコプターの応援要請

第1節 救出・救助活動

1 市町村における措置

(1) 市町村は、県警察・第四管区海上保安本部と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
(2) ～(4) (略)

2 県警察における措置

(1) 県警察は、市町村と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
なお、水没した場合には、第四管区海上保安本部とも連携を図る。
(2) (略)

第2節 海上における避難救出活動

1 第四管区海上保安本部における措置

(1) ～(4) (略)
(5) 救難対策
ア、イ (略)
ウ 第四管区海上保安本部は、市町村及び県警察と連携して、海上漂流者等の救出を行い、負傷者については、市町村及び県警察が緊密な連携のもとに、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。(略)
エ (略)
(6) (略)

第3節 航空機の活用

1 愛知県防災ヘリコプターの活用

(1) 県（防災局）における措置
愛知県防災ヘリコプターの活動内容及び出動要件等は、次のとおりとする。
ア 活動内容
防災航空隊は、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行う。
(ア) ～(キ) (略)
イ 地震発生等による出動
知事は、県域内において地震災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。
ウ 市町村等の要請による出動
知事は、市町村長等（消防事務に関する一部事務組合の管理者を含む。以下この節において同じ。）から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行う。
(ア) ～(ウ) (略)
エ 他の防災航空隊との連携
防災航空隊は、名古屋消防航空隊及び近隣県の防災航空隊と連絡を密にし、次のような場合に、災害応急活動等に支障をきたさないように協力体制を整える。
(ア)、(イ) (略)

(2) 市町村等における措置

市町村長等は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県（防災局消防保安課防災航空グループ）に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出する。
ア～キ (略)
(略)

対策の追加

対策の追加

対策の追加

表記の整理

表記の整理

表記の整理

構成の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

128

128

129

130

130

131

(追加)

第6章 消防活動・危険性物質対策
 第1節 消防活動
 1 市町村（消防の一部組合、消防を含む一部組合を含む）の措置
 (1) (略)
 (2) (略)
 ア (略)
 イ 大震防御計画の推進
 (ア) (略)
 (イ) 重要対象物の指定
 消防署長は、避難者の収容施設、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中枢機関、県民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設を、地震時における重要対象物として指定する。
 (ウ) ～ (オ)
 (ハ) 部隊運用要領
 ア 消防の組織
 (a) 消防本部等の設置
 大地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、平常の事務を一時停止して、消防本部に消防部又は消防班を、消防署に消防隊を設置し、災害の活動に専念する。
 (b) (略)
 b (略)
 (キ) (略)

第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策
 ■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
県	○保健活動及び心のケア (追加) ○防疫組織の編成 ○防疫活動	(略)		
市町村	○保健活動及び心のケア (追加) ○防疫組織の編成 ○防疫活動	(略)		
(略)		(略)		

第1節 医療救護
 1 県（健康福祉部）における措置
 (1) 県は、県全体の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う災害医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う地域災害医療対策会議を設置し、災害医療コーディネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。
 (2) 県は、県内のDMAT指定医療機関に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。
 (3) 県は、県医師会、県歯科医師会、日本赤十字社、国、国立病院機構、県立病院等の医療救護班等に指示、情報提供し派遣を要請する。
 (4) 県は、災害医療調整本部において愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、地域災害医療対策会議等を通じて、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。
 (5) 県は、地域災害医療対策会議において、2次医療圏内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市町村、関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。
 (6) 県は、市町村の実施する医療、助産につき、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。なお、応援の要求等を受けた機関は、これに積極的に協力する。
 (7) 県は、必要に応じ、広域医療搬送（被災地に対応困難な重症患

2 航空機の運用調整
 県は、県災害対策本部において、必要に応じて、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等とともに、これらの機関が保有する航空機の運用に係る調整を行う。
 消防、警察、海上保安庁、自衛隊等航空機を保有する機関は、県災害対策本部で行われる運用調整に参加し、協力するよう努める。

第6章 消防活動・危険性物質対策
 第1節 消防活動
 1 市町村（消防の一部組合、消防を含む一部組合を含む）の措置
 (1) (略)
 (2) (略)
 ア (略)
 イ 大震防御計画の推進
 (ア) (略)
 (イ) 重要対象物の指定
 消防署長は、避難所、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中枢機関、県民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設を、地震時における重要対象物として指定する。
 (ウ) ～ (オ)
 (ハ) 部隊運用要領
 ア 消防の組織
 (a) 消防部等の設置
 大地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、平常の事務を一時停止して、消防本部に消防部又は消防班を、消防署に消防隊を設置し、災害の活動に専念する。
 (b) (略)
 b (略)
 (キ) (略)

第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策
 ■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
県	○保健活動及び心のケア ○DPATの派遣及び派遣要請 ○防疫組織の編成 ○防疫活動	(略)		
市町村	○保健活動及び心のケア ○DPATの派遣要請 ○防疫組織の編成 ○防疫活動	(略)		
(略)		(略)		

第1節 医療救護
 1 県（健康福祉部）における措置
 (1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置
 県は、県全体の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う災害医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う地域災害医療対策会議を設置し、災害医療コーディネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。
 (2) DMATの派遣要請
 県は、県内のDMAT指定医療機関に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。
 (3) 医療救護班の派遣要請
 県は、県医師会、県歯科医師会、日本赤十字社、国、国立病院機構、県立病院等の医療救護班等に指示、情報提供し派遣を要請する。
 (4) 災害医療調整本部における医療情報収集
 県は、災害医療調整本部において愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、地域災害医療対策会議等を通じて、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。
 (5) 市町村、医療機関との情報共有
 県は、地域災害医療対策会議において、2次医療圏内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市町村、関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。
 (6) 他市町村への応援指示
 県は、市町村の実施する医療、助産につき、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。なお、応援の要求等を受けた機関は、これに積極的に協力する。
 (7) 広域医療搬送実施のためのSCUの設置

対策の追加

対策の追加

対策の追加

表記の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

地震・津波災害対策計画編

	<p>者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動)実施のため、広域搬送拠点臨時医療施設(ステージングケアユニット:SCU)を設置する。</p> <p>(8) 県は、必要があると認めるときは、医療救護関係機関に対して救護班の編成・派遣等を要請する。</p> <p>(9) 県は、被災地の状況を把握し、必要があると認めるときは、関係機関の協力を得て、愛知県の県域を越えた協力体制を確立する。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>◆ 附属資料第15「愛知県災害医療調整本部等設置要綱」 (追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>県は、必要に応じ、広域医療搬送(被災地に対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動)実施のため、広域搬送拠点臨時医療施設(ステージングケアユニット:SCU)を設置する。</p> <p>(8) 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請 県は、必要があると認めるときは、医療救護関係機関(県薬剤師会、県歯科医師会、県柔道整復師会、県病院協会)に対して救護班の編成・派遣等を要請する。</p> <p>(9) 県域を越えた協力体制の確立 県は、被災地の状況を把握し、必要があると認めるときは、関係機関の協力を得て、愛知県の県域を越えた協力体制を確立する。</p> <p>(10) DPAT(災害派遣精神医療チーム)調整本部の設置 県は、災害医療調整本部の下に、DPAT調整本部を設置する。</p> <p>(11) DPATの派遣 県は、必要があると認めるときは、DPAT先遣隊を派遣する。</p> <p>(12) DPATの派遣要請 ア 県は、必要があると認めるときは、県精神科病院協会等関係機関に対して、DPATの編成・派遣等を依頼する。 イ 県は、必要があると認めるときは、国及び他の都道府県に対してDPATの派遣要請を行う。 ウ 県は、DPATの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。</p> <p>◆ 附属資料第15「愛知県災害医療調整本部等設置要綱」 ◆ 附属資料第15「愛知DPAT(災害派遣精神医療チーム)設置運営要領」 ◆ 附属資料第15「愛知DPATに関する協定書(県対県精神科病院協会)」</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>協定の締結</p>
141	<p>7 その他の医療救護関係機関における措置 要請を受けた医療救護関係機関は、これに積極的に協力する。 (略) ◆ 附属資料第15「災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書(県対県柔道整復師会)」 (追加)</p> <p>8 医療救護班の編成・派遣等 (1) (略) (2) 県医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、国、国立病院機構、県立病院の医療救護班で十分な医療救護活動ができない場合には、県内の公的・自治体病院、その他の医療機関の協力を得て医療救護活動を実施する。 (3) 医療救護班において応急手当て後、医療機関への収容を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。 (4) (略) (5) 避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難民及び周辺住民の医療の確保を図る。 (6) (略) (追加)</p>	<p>7 その他の医療救護関係機関における措置 要請を受けた医療救護関係機関は、これに積極的に協力する。 (略) ◆ 附属資料第15「災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書(県対県柔道整復師会)」 ◆ 附属資料第15「災害時の医療救護活動に関する協定書(県対県病院協会)」</p> <p>8 医療救護班及びDPATの編成・派遣等 (1) 医療救護班 ア (略) イ 県医師会、県病院協会、日本赤十字社、災害拠点病院、国、国立病院機構、県立病院の医療救護班で十分な医療救護活動ができない場合には、県内の公的・自治体病院、その他の医療機関の協力を得て医療救護活動を実施する。 ウ 医療救護班において応急手当て後、医療機関での診療を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。 エ (略) オ 避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難者及び周辺住民の医療の確保を図る。 カ (略) (2) DPAT ア DPATは、精神科医師をリーダーとし、看護師、事務員等3～5名による編成とする。 イ DPATは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て活動を行う。</p>	<p>協定の締結</p> <p>対策の追加 表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>
143	<p>第2節 防疫・保健衛生 9 応援協力関係 (1)～(5) (略) (追加)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>第2節 防疫・保健衛生 9 応援協力関係 (1)～(5) (略) (6) 市町村は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPATの派遣要請を行う。 (7) 県は、市町村からの求めに応じ、または、必要と認めるときは、DPATを派遣する。 (8) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。 (9) (略)</p>	<p>対策の追加</p>
146	<p>第8章 地域安全・交通・緊急輸送対策 ■ 基本方針 ○ (略) ○ 災害発生時には、別に指定する緊急輸送道路を他の道路に優先して復旧作業等を実施して確保する。 ○ (略)</p>	<p>第8章 地域安全・道路交通規制・緊急輸送対策 ■ 基本方針 ○ (略) ○ 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。なお、津波被害発生時には、くしの歯ルート¹の道路啓開を他の道路に優先して実施し、緊急車両の通行ルートを確保する。 ○ (略)</p>	<p>表記の整理 対策の追加</p>

147 ■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 地域安全対策	(略)	(略)
第2節 交通対策	(略)	(略)
第3節 緊急輸送道路の確保	中部地方整備局	1(1) 状況の把握 (追加) 1(2) 情報の提供 1(3) 応急対策の実施
	(略)	(略)
	県	3(1) (略) 3(2) 緊急輸送道路の機能確保
	(略)	(略)
第4節 緊急輸送手段の確保	(略)	(略)

149 第2節 交通対策

150 1 県警察における措置

(1)～(3) (略)

(4) 強制排除措置
ア～ウ (略)
(追加)

◆ 附属資料第15「災害時における車両等の除去活動についての協定」

(5) 緊急通行車両の確認等
ア、イ (略)
ウ 緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。
エ (略)

(6) 交通情報の収集及び提供
交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

(7) (略)

(8) 交通情報の収集及び提供
交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

(9) 大震災発生時の交通規制計画
大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。
◆附属資料第6「大震災発生時の交通規制計画」

151 3 自動車運転者の措置

(1) (略)
(追加)

(2) (略)
ア、イ (略)
ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

151 第3節 緊急輸送道路の確保

1 中部地方整備局における措置

(1) (略)
(追加)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 地域安全対策	(略)	(略)
第2節 道路交通規制等	(略)	(略)
第3節 緊急輸送道路等の確保	中部地方整備局	1(1) 状況の把握 1(2) 緊急輸送道路等の機能確保 1(3) 情報の提供 1(4) 応急対策の実施
	(略)	(略)
	県	3(1) (略) 3(2) 緊急輸送道路等の機能確保 3(3)～(5) (略)
	(略)	(略)
第4節 緊急輸送手段の確保	(略)	(略)

第2節 道路交通規制等

1 県警察における措置

(1)～(3) (略)

(4) 強制排除措置
ア～ウ (略)

エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

◆ 附属資料第15「災害時における車両等の除去活動についての協定」

(5) 緊急通行車両の確認等
ア、イ (略)
ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。
エ (略)

(6) 大震災発生時の交通規制計画
大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。
◆附属資料第6「大震災発生時の交通規制計画」

(7) (略)

(8) 交通情報の収集及び提供
交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。
(削除) ※ (6)に記載

3 自動車運転者の措置

(1) (略)

(2) 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。
ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。
イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。

(3) (略)
ア、イ (略)
ウ 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

第3節 緊急輸送道路等の確保

1 中部地方整備局における措置

(1) (略)

(2) 緊急輸送道路等の機能確保
ア 津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの歯ルートを最優先に道路啓開する。
イ 緊急輸送道路について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。
ウ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じて迂回路の選

表記の整理
対策の追加

対策の追加
(防災基本計画の修正)

表記の整理

構成の整理

構成の整理

国家公安委員会・警察庁防災業務計画の修正

災害対策基本法の一部改正

対策の追加

	<p>(3) (略)</p> <p>(4) 応急復旧対策の実施 ア (略) イ 災害時協力協定を締結している協力業者の応援を受け、緊急輸送道路の機能確保を優先に早急な応急復旧作業を実施する。 (追加)</p> <p>6 市町村における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急輸送道路の機能確保 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。 (追加)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 応急復旧対策の実施 ア (略) イ 災害時協力協定を締結している協力業者の応援を受け、緊急輸送道路の機能確保を優先に早急な応急復旧作業を実施する。 <u>なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先する。</u> ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p>6 市町村における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急輸送道路の機能確保 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。<u>なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先する。</u> また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>対策の追加</p> <p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p> <p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p>																																																						
154	<p>第4節 緊急輸送手段の確保</p> <p>5 港湾管理者の措置 (略) (追加)</p> <p>7 緊急通行車両の事前届出及び確認</p> <p>(2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、第2節1(3)「緊急通行車輛の確保等」に定めるところによる。 (略)</p>	<p>第4節 緊急輸送手段の確保</p> <p>5 港湾・漁港管理者の措置 (略) ◆ 附属資料第6「港湾BCP(衣浦港・三河港)」</p> <p>7 緊急通行車両の事前届出及び確認</p> <p>(2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、第2節1(5)「緊急通行車輛の確保等」に定めるところによる。 (略)</p>	<p>対策の追加</p> <p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p> <p>対策の整理 港湾BCP (衣浦港・三河港)の策定</p>																																																						
157	<p>第9章 浸水・津波対策</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="159 1209 750 1321"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>○避難勧告の指示、海岸線の監視、巡回</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="159 1344 750 1512"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 津波対策</td> <td>関係市町村</td> <td>1(1) 情報の伝達等 1(2) <u>避難勧告の指示、海岸線の監視、巡回等</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市町村		(略)	(略)	(略)	県	○避難勧告の指示、海岸線の監視、巡回	(略)	(略)	(略)	区分	機関名	主な措置	第1節(略)	(略)	(略)	第2節 津波対策	関係市町村	1(1) 情報の伝達等 1(2) <u>避難勧告の指示、海岸線の監視、巡回等</u>		県	(略)	<p>第9章 浸水・津波対策</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="774 1209 1372 1321"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>○避難指示等の発令、海岸線の監視、巡回</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="774 1344 1372 1512"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 津波対策</td> <td>関係市町村</td> <td>1(1) 情報の伝達等 1(2) <u>避難指示等の発令、海岸線の監視、巡回等</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市町村		(略)	(略)	(略)	県	○避難指示等の発令、海岸線の監視、巡回	(略)	(略)	(略)	区分	機関名	主な措置	第1節(略)	(略)	(略)	第2節 津波対策	関係市町村	1(1) 情報の伝達等 1(2) <u>避難指示等の発令、海岸線の監視、巡回等</u>		県	(略)	<p>誤記修正</p> <p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p>
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																					
市町村		(略)	(略)	(略)																																																					
県	○避難勧告の指示、海岸線の監視、巡回	(略)	(略)	(略)																																																					
区分	機関名	主な措置																																																							
第1節(略)	(略)	(略)																																																							
第2節 津波対策	関係市町村	1(1) 情報の伝達等 1(2) <u>避難勧告の指示、海岸線の監視、巡回等</u>																																																							
	県	(略)																																																							
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																					
市町村		(略)	(略)	(略)																																																					
県	○避難指示等の発令、海岸線の監視、巡回	(略)	(略)	(略)																																																					
区分	機関名	主な措置																																																							
第1節(略)	(略)	(略)																																																							
第2節 津波対策	関係市町村	1(1) 情報の伝達等 1(2) <u>避難指示等の発令、海岸線の監視、巡回等</u>																																																							
	県	(略)																																																							
158	<p>第2節 津波対策</p> <p>1 関係市町村における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>避難勧告の指示、海岸線の監視、巡回等</u> ア (略) イ 関係市町村は、津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、あらかじめ定められた計画に従い、市町村防災行政無線(同報系無線)、広報車等により<u>避難勧告・指示</u>するとともに、避難所の開設を行う。 ウ 関係市町村は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域及び堤防・護岸施設外の区域などを中心に海岸線の監視、巡回を行い、海水浴客、釣人、サーファー等への<u>避難勧告</u>、漁船の避難開始、漁具、養殖施設等の流出防止対策の実施要請、要配慮者対策に備えた自主防災組織等への活動要請などの必要な措置を講ずる。 (3) (略)</p> <p>(追加) ※ 3(2)に記載されている内容</p> <p>(追加)</p>	<p>第2節 津波対策</p> <p>1 関係市町村における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>避難指示等の発令、海岸線の監視、巡回等</u> ア (略) イ 関係市町村は、津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、あらかじめ定められた計画に従い、市町村防災行政無線(同報系無線)、広報車等により<u>避難指示等</u>を発令するとともに、避難所の開設を行う。 ウ 関係市町村は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域及び堤防・護岸施設外の区域などを中心に海岸線の監視、巡回を行い、海水浴客、釣人、サーファー等への<u>避難指示</u>、漁船の避難開始、漁具、養殖施設等の流出防止対策の実施要請、要配慮者対策に備えた自主防災組織等への活動要請などの必要な措置を講ずる。 (3) (略)</p> <p>3 河川、海岸、港湾及び漁港管理者の措置</p> <p>河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波警報の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知した場合は、水門及び閘門の閉鎖(工事中の場合は中断等)措置を講じる。 <u>なお、施設の操作は、現場作業員の安全を優先した上で行わな</u></p>	<p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>海岸法の改</p>																																																						

160

3 その他の措置

- (1) その他の津波災害に対する対策は、県、関係市町村及びその他の防災関係機関が、第1節「浸水対策」のほか、第3章「情報の伝達・収集・広報」、第5章「救出・救助対策」、第8章「地域安全・交通・緊急輸送対策」などの各計画に準拠して必要な措置を講ずる。
- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波警報の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は中断等の措置を講ずる。

第10章 避難者・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 市町村長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。
- 市町村は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○立退きの勧告・指示 <ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設 ○他市町村・県への応援要求 ○要配慮者の安否確認・避難誘導 <ul style="list-style-type: none"> ○避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 ○福祉避難所の設置 ○外国人への情報提供 ○徒歩帰宅者に対する情報提供 ○徒歩帰宅者の救助・避難所対策の実施 ○企業等に対する一斉帰宅の抑制 			
県	<ul style="list-style-type: none"> ○立退き勧告等の代行 ○情報収集・支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察への応援要請 ○他市町村への応援指示 ○広域調整・市町村支援 ○多言語による情報発信 ○徒歩帰宅者に対する情報提供 ○企業等に対する一斉帰宅の抑制 			
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉帰宅の抑制 			

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 避難の勧告・指示	(略)	(略)
第2節 避難所の開設	市町村	1(1) 避難所の開設 1(2)、(3) (略)
	県	(略)
第3節 要配慮者支援対策	市町村	(略)
	県	(略)
第4節 帰宅困難者対策	県、市町村	1(1) 帰宅困難者発生抑止のための広報等 1(2)(3) 徒歩帰宅者に対する情報提供 1(4) 救助対策、避難所対策の実施(市町村)
	事業所等	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉帰宅の抑制

161

第1節 避難の勧告・指示

164

第2節 避難所の開設

1 市町村における措置

(1) 避難所の開設

市町村は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を、一時的に収容し保護するための避難所を必要に応じて開設するものとする。

ればならない。

4 その他の措置

その他の津波災害に対する対策は、県、関係市町村及びその他の防災関係機関が、第1節「浸水対策」のほか、第3章「情報の伝達・収集・広報」、第5章「救出・救助対策」、第8章「地域安全・交通・緊急輸送対策」などの各計画に準拠して必要な措置を講ずる。

(削除) ※ 3として記載

第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

(削除) ※ 第2章に記載

- 市町村は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
市町村	<ul style="list-style-type: none"> (削除) ○避難所の開設・運営 ○他市町村・県への応援要求 ○要配慮者の安否確認・避難誘導 <ul style="list-style-type: none"> ○避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 ○福祉避難所の設置 ○外国人への情報提供 ○帰宅困難者に対する情報提供 ○帰宅困難者の救助・避難所等対策の実施 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ 			
県	<ul style="list-style-type: none"> (削除) ○情報収集・支援体制の整備 (削除) ○他市町村への応援指示 ○広域調整・市町村支援 ○多言語による情報発信 ○帰宅困難者に対する情報提供 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ 			
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉帰宅の抑制 			

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
(削除)	(削除)	(削除)
※第2章第2節として記載	(削除)	(削除)
第1節 避難所の開設・運営	市町村	1(1) 避難所の開設・運営 1(2)、(3) (略)
	県	(略)
第2節 要配慮者支援対策	市町村	(略)
	県	(略)
第3節 帰宅困難者対策	県、市町村	1(1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のための広報等 1(2)(3) 帰宅困難者に対する情報提供 1(4) 救助対策、避難所等対策の実施(市町村)
	事業者、学校等	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制

(削除) ※ 第2章第2節として記載

第1節 避難所の開設・運営

1 市町村における措置

(1) 避難所の開設

市町村は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。

正

表記の整理

構成の整理

愛知県帰宅困難者対策実施要領の策定

構成の整理

表記の整理

愛知県帰宅困難者対策実施要領の策定

構成の整理

構成の整理

愛知県帰宅困難者対策実施要領の策定

構成の整理

表記の整理

愛知県帰宅困難者対策実施要領の策定

構成の整理

表記の整理

(2)、(3) (略)

◆ 附属資料第9「市町村別避難所・広域避難場所」

3 避難所の指定

市町村は、あらかじめ災害対策基本法施行令に基づいて避難所を指定し、当該避難所の所有者又は管理者の承諾を得る。その際、次の事項を十分に勘案することとする。

- (1) 被害者に対する救援・救護活動を実施することが可能な地域で、耐震・耐火の建築物があるか、又は仮設住宅、暮舎等を設置することが可能な規模を有するものとする。
- (2) 周囲にがけ崩れのおそれのあるがけ、石垣等がないものとする。
- (3) 地割れ、崩落等が予想されない地盤地質地域にあるものとする。
- (4) 周囲に多量の可燃物資の貯蔵施設がないところとする。
- (5) 洪水、高潮等による被害がないと見込まれる地域にあるものとする。
- (6) 避難場所との距離が比較的短く、その経路が安全と認められるところとする。
- (7) その他、被災者が生活する上で、当該市町村が適すと認める場所であるものとする。

4 避難所の運営

市町村は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市町村の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

(追加) ※ (13) で記載されている内容

- (1) 必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。
- (2) 避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。
- (3) 避難所が万一危険になった場合再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。
- (4) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。
- (5) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (6) 常に市町村の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

(追加) ※ (12) で記載されている内容

(追加)

- (7) 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。
- (8) 給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。
- (9) 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅避難者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講ずること。
- (10) 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について

(2)、(3) (略)

◆ 附属資料第9「市町村別避難場所・避難所」

(削除)

3 避難所の運営

市町村は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市町村の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

(1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

「市町村避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

(2) 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

(3) 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

(4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

(5) 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(6) 避難者への情報提供

常に市町村の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

(7) 要配慮者へ支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

(8) 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講ずること。

(10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

表記の整理

構成の整理

構成の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

構成の追加
対策の追加
(愛知県避難所運営マニュアルの改訂)

表記の整理

表記の整理

対策の追加
(愛知県避難所運営マニュアルの改訂)

表記の整理

表記の整理

地震・津波災害対策計画編

	<p>て、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。</p> <p>(11) 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。</p> <p><u>(12) 自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。</u></p> <p><u>(13) 県及び市町村は、事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、「市町村避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図るものとする。</u></p> <p>(14) 市町村は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、これらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</p> <p>5 災害救助法の適用 (略)</p> <p>第3節 要配慮者対策</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援 (略)</p> <p>167 (3) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 外国人への情報の提供と収集 <u>市町国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、語学ボランティア等を避難所等に派遣し、災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援情報を収集する。</u></p> <p>2 県（健康福祉部、地域振興部）における措置</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 多言語による情報発信 <u>県国際交流協会と連携し、外国人支援のための相談対応、多言語による情報発信等を行うとともに、必要に応じて市町村等に対して語学ボランティアを派遣するものとする。</u></p> <p>167 第4節 帰宅困難者対策</p> <p>1 県(防災局)及び市町村における措置</p> <p>(1) 県及び市町村は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。</p> <p>(2) 県及び市町村は、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。</p> <p>(3) 県及び市町村は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、<u>事業所の責務等</u>、必要な広報に努める。</p> <p>(4) 市町村は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、<u>避難所対策</u>を図る。</p> <p>2 事業所等における措置 事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況や</p>	<p>避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。</p> <p>(11) <u>ペットの取扱</u> 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。</p> <p>(削除) ※ (6)で記載</p> <p>(削除) ※ 前段は、第2編第9章で記載 後段は、(1)で記載</p> <p>(12) <u>公衆衛生の向上のための事業者団体への要請</u> 市町村は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、これらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</p> <p>4 災害救助法の適用 (略)</p> <p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(削除) ※ 第2章第3節に記載</p> <p>(削除) ※ 第2章第3節に記載</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 <u>次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。</u> ア 市町国際交流協会や各種ボランティア団体との連携 イ 県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用 ウ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用 エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣（ボランティアセンターを通じて依頼）</p> <p>2 県（健康福祉部、県民生活部）における措置</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 多言語による情報発信 <u>県国際交流協会との連携や大規模な災害時に開設する愛知県災害多言語支援センターにより、外国人支援のための多言語による情報発信、相談対応等を行うとともに、必要に応じて被災地への通訳ボランティアの派遣等を行う。</u></p> <p>第3節 帰宅困難者対策</p> <p>1 県(防災局)及び市町村における措置</p> <p>(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等 県及び市町村は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、<u>帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。</u> また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。</p> <p>(2) <u>災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供</u> 県及び市町村は、<u>安全な帰宅のための災害情報を提供するほか</u>、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの<u>徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。</u></p> <p>(3) <u>その他帰宅困難者への広報</u> 県及び市町村は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、<u>事業者の責務等</u>、必要な広報に努める。</p> <p>(4) <u>帰宅途中で救援が必要となった人等の対策</u> 市町村は、帰宅途中で救援が必要になった人、<u>避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策</u>を図る。</p> <p>2 事業者や学校等における措置 事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従</p>	<p>表記の整理</p> <p>構成の整理</p> <p>構成の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>構成の整理</p> <p>構成の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>組織改正</p> <p>対策の追加 表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理 対策の追加 愛知県帰宅困難者対策実施要領の策定</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
--	--	---	--

地震・津波災害対策計画編

十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

3 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。
また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第11章 水・食品・生活必需品等の供給

第2節 食品の供給

3 主食等の備蓄

- (1) (略)
- (2) 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において3日分程度の食料を備蓄しておくとともに、市町村等においても食料を備蓄しておくことが必要である。

5 米穀の原料調達

- (1) 市町村は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき実施する。
- (2) 市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領（第4章第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。
- (3) (略)
(追加)

第12章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策

第2節 廃棄物処理計画

2 市町村における措置

- (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定
災害対策基本法に基づく「環境省防災業務計画」により、市町村は災害廃棄物等の広域的な処理計画を作成するなど、廃棄物処理に係る災害時における応急体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）を参考に、被災状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定して、迅速に処理を進める。
- (2) ~ (4) (略)

第13章 遺体の取扱い

■ 基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）するものとする。
(追加)

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
県		(略)		
市町村		(略)		
県警、第四管区 海上保安本部	○検視（見分）の実施 ○県歯科医師会への応援要請		→	

従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

(削除) ※ 第2編第10章で記載

第11章 水・食品・生活必需品等の供給

第2節 食品の供給

3 主食等の備蓄

- (1) (略)
- (2) 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において3日以上（可能な限り1週間分程度）の食料を備蓄しておくとともに、市町村等においても食料を備蓄しておくことが必要である。

5 米穀の原料調達

- (1) 市町村は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき実施する。
- (2) 市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領（第4章第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。
- (3) (略)
- (4) 市町村は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

第12章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策

第2節 廃棄物処理計画

2 市町村における措置

- (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定
市町村は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）を参考に、平常時に災害廃棄物処理計画を策定する。また、災害時においては、被災状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定して、迅速に処理を進める。
- (2) ~ (4) (略)

第13章 遺体の取扱い

■ 基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
県		(略)		
市町村		(略)		
県警、第四管区 海上保安本部	○検視（調査）の実施 ○県歯科医師会への応援要請		→	

172

162

178

構成の整理

対策の整理

誤記訂正

対策の追加

表記の整理

表記の整理

方針の追加

表記の整理
警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の施行

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 遺体の捜索	市町村	1(1) (略) 1(2) 検視(見分) 1(3) (略)
	県	2 他市町村への応援指示
第2節 遺体の処理	市町村	1(1) (略) 1(2) 遺体の検視(見分)及び検案 1(3)(4)(5) (略)
	県	(略)
	県警察、第四管区海上保安本部	3(1) 検視(見分)の実施 3(2) (略)
第3節 遺体の埋火葬	市町村	(略)
	県	(略)

179 第1節 遺体の捜索
1 市町村における措置
(1) (略)
(2) 検視(見分)
遺体を発見したときは、その現場で警察官又は海上保安官の検視(見分)を得る。
現場での検視(見分)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。(追加)

(3) (略)

179 第2節 遺体の処理
1 市町村における措置
(1) (略)
(2) 遺体の検視(見分)及び検案
警察官又は海上保安官の遺体の検視(見分)を得るとともに、医師による遺体(医師の診療中に死亡した者を除く)の検案(死亡の確認及び死因その他の医学的検査)を受ける。

(3) 遺体の洗浄等
検視(見分)及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
(4) (略)

180 3 県警察及び第四管区海上保安本部における措置
(1) 遺体発見現場で遺体の検視(見分)を実施する。検視(見分)を行わずに収容された遺体については、市町村及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視(見分)を行う。
(2) 身元識別のため必要があるときは、県歯科医師会に応援を要請する。

180 第3節 遺体の埋火葬
3 災害救助法の適用
(略)
◆ 附属資料第15「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定(県内市町村等)」(追加)
◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」

185 第13章 交通施設の応急対策
第3節 空港施設対策
(中部国際空港)
1 中部国際空港株式会社における措置
(1) 危機管理本部の設置
震度5弱以上の地震が発生した場合又は伊勢・三河湾に津波警報(津波)若しくは津波警報(大津波)が発表された場合は、危機管理本部を設置し、非常参集要員は、勤務場所に参集する。
(2) ~ (4) (略)

186 第4節 港湾・漁港施設対策
1 港湾・漁港管理者(県、市町村、名古屋港管理組合)における措置
(1) ~ (3) (略)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 遺体の捜索	市町村	1(1) (略) 1(2) 検視(調査) 1(3) (略)
	県	2 他市町村への応援指示
第2節 遺体の処理	市町村	1(1) (略) 1(2) 遺体の検視(調査)及び検案 1(3)(4)(5) (略)
	県	(略)
	県警察、第四管区海上保安本部	3(1) 検視(調査)の実施 3(2) (略)
第3節 遺体の埋火葬	市町村	(略)
	県	(略)

179 第1節 遺体の捜索
1 市町村における措置
(1) (略)
(2) 検視(調査)
遺体を発見したときは、警察官又は海上保安官の検視(調査※)を得る。
現場での検視(調査)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。
※ 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察管が死因及び身元を明らかにするために行う調査(外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等)

(3) (略)

179 第2節 遺体の処理
1 市町村における措置
(1) (略)
(2) 遺体の検視(調査)及び検案
警察官又は海上保安官の遺体の検視(調査)を得るとともに、医師による遺体(医師の診療中に死亡した者を除く)の検案(死亡の確認及び死因その他の医学的検査)を受ける。

(3) 遺体の洗浄等
検視(調査)及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
(4) (略)

180 3 県警察及び第四管区海上保安本部における措置
(1) 遺体発見現場で遺体の検視(調査)を実施する。なお、現場での検視(調査)が困難な場合は、市町村及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視(調査)を行う。
(2) 身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また、必要に応じて県歯科医師会に応援を要請する。

180 第3節 遺体の埋火葬
3 災害救助法の適用
(略)
◆ 附属資料第15「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定(県内市町村等)」
◆ 附属資料第15「中部9県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書」
◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」

185 第13章 交通施設の応急対策
第3節 空港施設対策
(中部国際空港)
1 中部国際空港株式会社における措置
(1) 危機管理本部の設置
震度5弱以上の地震が発生した場合又は伊勢・三河湾に津波警報若しくは大津波警報が発表された場合は、危機管理本部を設置し、非常参集要員は、勤務場所に参集する。
(2) ~ (4) (略)

186 第4節 港湾・漁港施設対策
1 港湾・漁港管理者(県、市町村、名古屋港管理組合)における措置
(1) ~ (3) (略)

表記の整理
警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の施行

表記の整理
警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の施行

協定の締結

表記の整理

衣浦港及び三河港の港

188 第15章 ライフライン施設の応急対策

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ガス会社、 L Pガス協会	(略)	(略)	(略)	(略)

(追加) ※ 第2章に記載されている内容

189 ■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
(略)	(略)	(略)
第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、中部瓦斯株式会社、犬山瓦斯株式会社、津島瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県L Pガス協会	1(1)・2(1) 災害対策本部の設置 1(2)・2(2) 情報の収集 (追加) 1(3)・2(3) 緊急対応措置の実施 1(4)・2(4) 応援の要請 1(5)・2(5) 応急復旧活動の実施 1(6)・2(6) 広報活動の実施
(略)	(略)	(略)
第5節 下水道施設対策	下水道管理者 (県、市町村)	(1) 応急復旧活動の実施 (2) 応援の要請

(追加) ※ 第2章に記載されている内容

189 第1節 電力施設対策

中部電力株式会社、関西電力株式会社及び電源開発株式会社における措置

- (1) ~ (3) (略)
- (4) 応急復旧活動の実施
 - ア 優先的に復旧する設備、施設
 - (ア) (略)
 - (イ) 利用者側
 - a (略)
 - b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ (略)
(追加)

(5) ~ (7) (略)

190 第2節 ガス施設対策

1 東邦瓦斯株式会社、中部瓦斯株式会社、犬山瓦斯株式会社及び津島瓦斯株式会社における措置

(1)、(2) (略)
(追加)

(3) ~ (6) (略)

◆ 附属資料第6「港湾BCP(衣浦港・三河港)」

第15章 ライフライン施設等の応急対策

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ガス会社、 L Pガス協会	(略)	(略)	(略)	(略)
NTT西日本	○重要通信の確保及び通信の途絶の解消			
放送事業者	○放送事業の継続			
郵便事業者	○郵便事業の継続			

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
(略)	(略)	(略)
第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、中部瓦斯株式会社、犬山瓦斯株式会社、津島瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県L Pガス協会	1(1)・2(1) 災害対策本部の設置 1(2)・2(2) 情報の収集 <u>1(3) 津波からの避難対策</u> 1(4)・2(3) 緊急対応措置の実施 1(5)・2(4) 応援の要請 1(6)・2(5) 応急復旧活動の実施 1(7)・2(6) 広報活動の実施
(略)	(略)	(略)
第5節 下水道施設対策	下水道管理者 (県、市町村)	(1) 応急復旧活動の実施 (2) 応援の要請
第6節 通信施設の 応急措置	電気通信事業者、移動通信事業者 県、市町村、防災関係機関 放送事業者	<u>1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消</u> <u>3 専用通信施設の応急措置</u> <u>4 放送事業の継続</u>
第7節 郵便業務の 応急措置	日本郵便株式会社	<u>郵便物の送達確保及び窓口業務の維持</u>

第1節 電力施設対策

中部電力株式会社、関西電力株式会社及び電源開発株式会社における措置

- (1) ~ (3) (略)
- (4) 応急復旧活動の実施
 - ア 優先的に復旧する設備、施設
 - (ア) (略)
 - (イ) 利用者側
 - a (略)
 - b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ (略)
ウ 関係機関との連携
路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(5) ~ (7) (略)

第2節 ガス施設対策

1 東邦瓦斯株式会社、中部瓦斯株式会社、犬山瓦斯株式会社及び津島瓦斯株式会社における措置

- (1)、(2) (略)
- (3) 津波からの避難対策
ア 津波警報等が発表された場合、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、従業員、見学者、訪問者等に対し、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難するよう呼びかける。
また、関係事業所等の見学者、訪問者等に対しては、津波警報が発表された旨を伝達し、市町村が指定する避難場所への避難や時間的余裕があると認められる場合には、帰宅等を要請する。
イ 津波警報等が発表された場合は、着床中のLNG船等に対し港外避難を要請する。

(4) ~ (7) (略)

湾 BCP の
策定
表記の整理

構成の整理

対策の追加

構成の整理

対策の整理

対策の追加

対策の追加

地震・津波災害対策計画編

(105) (追加) ※ 第2章第3節に記載されている内容

1 西日本電信電話株式会社における措置

(1)～(3) (略)

(追加) ※ 第2編第2章に記載されている内容

(4) 応援体制の確立
(略)

2 株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

(1)、(2) (略)

(追加) ※ 第2編第2章に記載されている内容

(3) 応援体制の確立
(略)

3 県(防災局)、市町村及び防災関係機関における措置
(略)

4 放送事業者における措置
(略)

(90) (追加) ※ 第2章第4節に記載されている内容

日本郵便株式会社の措置
(略)

194 第16章 住宅対策

■ 基本方針

○ (略)

○ (略)

○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。
(追加)

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
県	《応急危険度判定の実施》			
	○被災建築物応急危険度判定支援本部等の設置			
	○判定活動の支援			
	《公営・民間住宅等への一時入居》			
	○提供する住宅の選定・確保			
	○相談窓口の開設		○一時入居の開始	
○応援協力の要請				
《応急仮設住宅の建設》				
				○建設用地の確保 (追加)
○応援協力の要請			○入居意向調査の実施	
《住宅の応急修理》				
○応援協力の要請				○応急修理の実施

第6節 通信施設の応急措置

1 電気通信事業者(西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

(1)～(3) (略)

(4) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用震度6弱以上の地震が発生した場合は、電話の輻輳を緩和するため、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。また、インターネットを利用して安否確認を行う災害用伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。

◆ 附属資料第4「災害時の伝言サービス」

(5) 応援体制の確立
(略)

2 移動通信事業者(株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社)における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

(1)、(2) (略)

(3) 災害用伝言板の運用

震度6弱程度以上の地震が発生した場合には、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。

(4) 応援体制の確立
(略)

3 県(防災局)、市町村及び防災関係機関における措置
(略)

4 放送事業者における措置
(略)

第7節 郵便業務の応急措置

日本郵便株式会社の措置
(略)

第16章 住宅対策

■ 基本方針

○ (略)

○ (略)

○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。

○ 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
県	《応急危険度判定の実施》			
	○被災建築物応急危険度判定支援本部等の設置			
	○判定活動の支援			
	《公共賃貸住宅等への一時入居》			
	○提供する住宅の選定・確保			
	○相談窓口の開設		○一時入居の開始	
○応援協力の要請				
《応急仮設住宅の設置》				
				○建設 ○賃貸住宅の借上げ (削除)
○応援協力の要請				
《住宅の応急修理》				
○応援協力の要請				○応急修理の実施

構成の整理
指定公共機関の追加
表記の整理
構成の整理
指定公共機関の追加
構成の整理
構成の整理
表記の整理
方針の追加
表記の整理
対策の追加

市町村	《応急危険度判定の実施》 ○被災建築物応急危険度判定実施本部等の設置 ○判定活動の実施 《被災住宅等の調査》 ○被災住宅等の調査 → 《公営・民間住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《応急仮設住宅の建設》 ○建設用地の確保 ○入居意向調査の実施 《住宅の応急修理》 ○応急修理の実施の補助 (追加)
	《公営・民間住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請

市町村	《応急危険度判定の実施》 ○被災建築物応急危険度判定実施本部等の設置 ○判定活動の実施 《被災住宅等の調査》 ○被災住宅等の調査 → 《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《応急仮設住宅の設置》 ○設置の要請 《住宅の応急修理》 ○応急修理の実施の補助 《障害物の除去》 ○障害物の除去
	《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○県からの応援協力の要請 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始

表記の整理

対策の整理

対策の整理

195 ■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
(略)	(略)	(略)
第4節 応急仮設住宅の建設	県、市町村	(1) 応援協力の要請 (2) 建設用地の確保 (3) 応急仮設住宅の建設 (4) 被災者の収容及び管理運営
(略)	(略)	(略)

195 ■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
(略)	(略)	(略)
第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	県 市町村	(1) 応援協力の要請 (2) 建設用地の確保 (3) 応急仮設住宅の建設 (4) 賃貸住宅の借上げ (5) 被災者の入居及び管理運営
(略)	(略)	(略)

対策の追加

表記の整理

196 第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

1 県（建設部）、市町村、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

県、市町村、地方住宅供給公社及び都市再生機構は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

(追加)

- (1) ~ (4) (略)
- (5) 応援協力の要請

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼をするとともに、関係団体等に対し協力要請を行い、あつせん及び借上げの方法により民間賃貸住宅を提供できるように努める。

◆ 附属資料第15「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定（県対県宅建物取引業協会・全日本不動産協会愛知県支部・愛知共同住宅協会・県農業協同組合中央会・全国賃貸住宅経営者協会連合会）」

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」

197 第4節 応急仮設住宅の建設

1 県（建設部）及び市町村における措置

県は市町村からの要請を受け、家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。

- (1) 応援協力の要請

県は、応急仮設住宅の建設、業者の選定等に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

<協定締結団体>
一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会東海支部、一般社団法人全国木造建設事業協会

◆ 附属資料第15「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（県対プレハブ建築協会・日本ツーバイフォー建築協会）」

196 第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

県（建設部）、市町村、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

県、市町村及び地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

- (1) ~ (4) (略)
- (5) 他の都道府県への応援協力の要請

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

(削除)

(削除)

対策の整理

対策の整理

対策の整理

対策の整理

197 第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 県（建設部）及び市町村における措置

県は、災害救助法に基づき家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

- (1) 応援協力の要請

市町村は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

(削除)

◆ 附属資料第15「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（県対プレハブ建築協会・日本ツーバイフォー建築協会）」

対策の整理

表記の整理

対策の追加

対策の整理

対策の整理

表記の整理

(追加) ※ 第3節に記載されている内容

(2) 建設用地の確保

ア 県は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市町村が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定する。

(略)

イ (略)

(3) 応急仮設住宅の建設

ア、イ (略)

ウ 応急仮設住宅の建設方法

応急仮設住宅の建設は、所定の基準により知事が直接建設業者に原則としてリース又は買取りにより設置する。ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市町村長が当該事務を行うことができる。

(追加)

(4) 被災者の収容及び管理運営

被災者の応急仮設住宅への収容とその管理運営は、次のとおりとする。

ア 収容対象者

地震災害により被災し、次のいずれにも該当する者とする。

(ア)、(イ) (略)

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

例示

- 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- 特定の資産を持たない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等
- 上記に準ずる者

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として当該市町村に委託し、当該市町村がこれを行う。

なお、収容にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ (略)

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年内とする。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」

第5節 住宅の応急修理

1 県(建設部)における措置

被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものとする。

(1) (略)

(2) 応援協力の要請

県は被災住宅の応急修理に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

<協定締結団体>

- 一般社団法人愛知県建設業協会、愛知県建設組合連合、全愛知建設労働組合、愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知県建築技術研究会、尾張設備安全防災協議会、三河管工事業者協議会、一般社団法人名古屋設備業協会、一般社団法人愛知電業協会、愛知県電気工事業工業組合、一般社団法人愛知県空調衛生工事業協会

◆ 附属資料第15「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書(県対県建設業協会・県建設組合連合・全愛知建設労働組合・愛知建設労働組合・県建築組合連合会・県建築技術研究

◆ 附属資料第15「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定(県対県宅地建物取引業協会・全日本不動産協会愛知県支部・愛知共同住宅協会・県農業協同組合中央会・全国賃貸住宅経営者協会連合会)」

対策の整理

(2) 建設用地の確保

ア 市町村は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、県へ報告する。

(略)

イ (略)

(3) 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア、イ (略)

ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市町村長が当該事務を行うことができる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」(平成24年12月国土交通省・厚生労働省)を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

対策の追加

(5) 被災者の入居及び管理運営

市町村は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ア)、(イ) (略)

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

(削除)

対策の整理

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として当該市町村に委託し、当該市町村がこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ (略)

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

表記の整理

表記の整理

2 災害救助法の適用等

(1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市町村が行う。

対策の整理

◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」

第5節 住宅の応急修理

1 県(建設部)における措置

県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。

(1) (略)

(2) 応援協力の要請

県は被災住宅の応急修理に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

(削除)

対策の整理

表記の整理

表記の整理

◆ 附属資料第15「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書(県対県建設業協会・県建設組合連合・全愛知建設労働組合・愛知建設労働組合・県建築組合連合会・県建築技術研究

会・尾張設備安全防災協議会・三河管工事業者協議会・名古屋設備業協会・愛知電業協会・県電気工事業工業組合・県空調衛生工事業協会」

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

201

第17章 応急教育

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間
県	(追加)	(略)	(略)
市町村	(追加)	(略)	(略)
国立・私立学校設置者(管理者)	(追加)	(略)	(略)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
(追加)	(追加)	(追加)
第1節 教育施設及び教職員の確保	(略)	(略)
第2節 応急な教育活動についての広報	(略)	(略)
第3節 教科書・学用品等の給与	(略)	(略)

202

(追加)

会・尾張設備安全防災協議会・三河管工事業者協議会・名古屋設備業協会・愛知電業協会・県電気工事業工業組合・県空調衛生工事業協会・県管工事業協同組合連合会」

3 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市町村が行う。

第17章 学校における対策

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間
県	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	(略)	(略)
市町村	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	(略)	(略)
国立・私立学校設置者(管理者)	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	(略)	(略)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	県、市町村、国立・私立学校設置者(管理者)	1(1) 気象警報等の把握・伝達 1(2) 臨時休業等の措置 1(3) 避難等
第2節 教育施設及び教職員の確保	(略)	(略)
第3節 応急な教育活動についての広報	(略)	(略)
第4節 教科書・学用品等の給与	(略)	(略)

第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置
県(教育委員会)、市町村及び国立・私立学校設置者(管理者)における措置

- (1) 津波警報等の把握・伝達
 - 学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学校にあっては、家庭(保護者)への連絡方法をあらかじめ定めておく。
 - ア 県立学校等
 - 県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。
 - イ 市町村立学校等
 - 津波警報等は、第3章「情報の伝達・収集・広報」に基づき市町村に対して伝達されるので、市町村教育委員会が、各学校等に対して伝達する。
 - ウ 国立私立学校等
 - 各学校長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。
- (2) 臨時休業等の措置
 - 授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。
 - ア 県立学校
 - 学校の置かれている地域の津波警報等に留意し、あらかじめ定めた基準により県立学校管理規則等に基づき校長が行う。休校措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。
 - イ 市町村立学校
 - 災害の発生が予想される場合は、市町村教育委員会又は各学校(園)長が行うものとする。
 - ただし、各学校(園)長が決定し行う場合は、市町村教育委員会と協議し、市町村教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。
 - ウ 国立及び私立学校
 - 学校の置かれている地域の津波警報等に留意し、各学校が定めた基準により、各学校の校長が行うものとする。
- (3) 避難等
 - 学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難

協定の締結

対策の整理

表記の整理

対策の追加

対策の整理

対策の追加

202 第1節 教育施設及び教職員の確保

203 第2節 応急な教育活動についての広報

203 第3節 教科書・学用品等の給与

205 第4編 災害復旧
第1章 民生安定のための緊急措置
■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 義援金その他資金等による支援	(略) 被災者生活再建支援法人	(略) 5 被災者生活再建支援金の支給
(略)	(略)	(略)
第3節 住宅等対策	県	1(1) 応急仮設住宅の建設 1(2) 災害公営住宅の建設 (市町村において建設が困難な場合) 1(3) 復旧相談に係る協力要請
(略)	(略)	(略)

207 第1節 義援金その他資金等による支援
5 被災者生活再建支援法人における措置

209 第3節 住宅等対策
1 県(建設部)における措置
(1) 応急仮設住宅の建設
家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。(第3編第16章「住宅対策」参照)
(2) 災害公営住宅の建設
(略)
(3) 復旧相談に係る協力要請
(略)

217 第5編 東海地震に関する事前対策
第1章 対策の意義
217 第2節 東海地震に関連する情報

1 情報の種類

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。
(追加)

種類	内容等	防災対応
東海地震予知情報	(略)	(略)
東海地震注意情報	(略)	(略)
東海地震に関連する調査情報	(略)	(略)

第2章 地震災害警戒本部の設置等

222 第3節 警戒宣言発令時等の広報
4 広報手段等
(略)

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、多言語・簡単な日本語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

する。
市町村から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、市町村と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

第3節 応急な教育活動についての広報

第4節 教科書・学用品等の給与

第4編 災害復旧
第1章 民生安定のための緊急措置
■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 義援金その他資金等による支援	(略) 被災者生活再建支援法人(公益財団法人東海府県会館)	(略) 5 被災者生活再建支援金の支給
(略)	(略)	(略)
第3節 住宅等対策	県	(削除) 1(1) 災害公営住宅の建設(市町村において建設が困難な場合) 1(2) 復旧相談に係る協力要請
(略)	(略)	(略)

第1節 義援金その他資金等による支援
5 被災者生活再建支援法人(公益財団法人東海府県会館)における措置

第3節 住宅等対策
1 県(建設部)における措置
(削除)

(1) 災害公営住宅の建設
(略)
(2) 復旧相談に係る協力要請
(略)

第5編 東海地震に関する事前対策
第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報
第2節 東海地震に関連する情報

1 情報の種類

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。
なお、「東海地震に関する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種類	内容等	防災対応
東海地震予知情報 カラーレベル赤	(略)	(略)
東海地震注意情報 カラーレベル黄	(略)	(略)
東海地震に関連する調査情報 カラーレベル緑	(略)	(略)

第2章 地震災害警戒本部の設置等

第3節 警戒宣言発令時等の広報
4 広報手段等
(略)

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語やさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な

表記の整理

対策の整理

表記の整理

対策の整理

表記の整理

対策の整理

対策の追加

225 第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配
■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保	(略)	(略)
	愛知県赤十字血液センター	(略)
第2節 災害応急対策等に 必要な資機材及び 人員の配備	(略)	(略)
	西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社	(略)
	(略)	(略)

226 第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保
(略)
◆ 附属資料第15「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書（県対県建設業協会・県建設組合連合・全愛知建設労働組合・愛知建設労働組合・県建築組合連合会・県建築技術研究会・尾張設備安全防災協議会・三河管工事業者協議会・名古屋設備業協会・愛知電業協会・県電気工業工業組合・県空調衛生工業協会）」
(略)

229 第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備
7 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社における措置
(1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。
(2) (略)

234 第4章 発災に備えた直前対策
■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
(略)	(略)	(略)
第9節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	(略)	(略)
	通信会社	(略)
	(略)	(略)
第10節 生活必需品の確保	(略)	(略)
	県、市町村	2 各家庭における3日分程度の飲料水、食料等の備蓄についての周知徹底（平常時から）
(略)	(略)	(略)
第16節 警戒宣言発令時の 帰宅困難者・滞留 旅客対策	市町村	帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策

236 第1節 避難対策
1 市町村における措置
(1) 避難対象地区の周知
市町村は、警戒宣言が発せられた場合において避難指示等の対象となるべき津波危険地域、がけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）を、あらかじめ地域防災計画において、警戒宣言発令時の避難勧告・指示等の対象地区として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難地、避難ルート、その他避難に関する注意事項を、関係地区住民に対して周知するものとする。
(略)
(2)、(3) (略)
(4) 屋外における避難生活の運営
避難地で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、要配慮者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営できるものとする。
(5) 徒歩による避難の誘導
避難対象地区内の居住者等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、山間地及び津波の被害が想定される半島部で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の居住者等については、地域ご

広報手段を活用して行う。
第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配
■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保	(略)	(略)
	日本赤十字社愛知県支部（愛知県赤十字血液センター）	(略)
第2節 災害応急対策等に 必要な資機材及び 人員の配備	(略)	(略)
	電気通信事業者、移動通信事業者	(略)
	(略)	(略)

第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保
(略)
◆ 附属資料第15「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書（県対県建設業協会・県建設組合連合・全愛知建設労働組合・愛知建設労働組合・県建築組合連合会・県建築技術研究会・尾張設備安全防災協議会・三河管工事業者協議会・名古屋設備業協会・愛知電業協会・県電気工業工業組合・県空調衛生工業協会・県管工事業協同組合連合会）」
(略)

第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備
7 電気通信事業者及び移動通信事業者における措置
(1) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。
(2) (略)

第4章 発災に備えた直前対策
■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
(略)	(略)	(略)
第9節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	(略)	(略)
	通信事業者	(略)
	(略)	(略)
第10節 生活必需品の確保	(略)	(略)
	県、市町村	2 各家庭における3日分以上の飲料水、食料等の備蓄についての周知徹底（平常時から）
(略)	(略)	(略)
第16節 警戒宣言発令時の 帰宅困難者・滞留 旅客対策	市町村	帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策

第1節 避難対策
1 市町村における措置
(1) 避難対象地区の周知
市町村は、警戒宣言が発せられた場合において避難指示等の対象となるべき津波危険地域、がけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）を、あらかじめ地域防災計画において、警戒宣言発令時の避難勧告・指示等の対象地区として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項を、関係地区住民に対して周知するものとする。
(略)
(2)、(3) (略)
(4) 屋外における避難生活の運営
避難場所で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、要配慮者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営できるものとする。
(5) 徒歩による避難の誘導
避難対象地区内の居住者等が避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、山間地及び津波の被害が想定される半島部で避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の居住者等については、地域ご

表記の整理

表記の整理

協定の締結

表記の整理

指定公共機関の追加

表記の整理

対策の整理

表現の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

地震・津波災害対策計画編

	<p>との実情に応じて必要最小限の車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(6) 要配慮者に対する支援・配慮 (略) なお、避難にあたり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち市町村が管理する施設については、<u>収容者の救護</u>のために必要な措置を講ずるものとする。 また、外国人に対する情報伝達においては、<u>多言語</u>、<u>簡単な日本語</u>による伝達ができるように配慮する。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 県（防災局、関係部局）における措置</p> <p>(1) 市町村が行う避難対策への協力 県は、市町村が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の事項について市町村に協力するものとする。 ア 県の管理する施設を避難所、<u>避難地</u>として開設する際の協力 イ 避難にあたり他人の介護を必要とする者を<u>収容する施設</u>のうち県が管理するものについて、<u>収容者の救護</u>のため必要な措置 (2) (略)</p> <p>第3節 社会秩序の維持対策</p> <p>1 県警察における措置 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不法事案に対する措置 ア <u>悪質商法等の生活経済事犯の予防及び取締りを行うものとする。</u> イ 窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを行うものとする。 ウ その他混乱等に乗じた各種不法事案の予防及び取締りを行うものとする。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>第4節 道路交通対策</p> <p>2 県（防災局、建設部、関係部局）、県公安委員会及び道路管理者における措置 (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>247 第6節 バス</p> <p>2 路線バス事業者における措置 路線バス事業者は、乗客等の安全を確保するため、原則として、強化地域においては次の措置を講ずるものとする。 (1) 運行路線にかかわる津波の被害が予想される箇所、山崩れ・がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、<u>避難地</u>についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底するものとする。 (2)、(3) (略)</p> <p>(4) 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し<u>避難地</u>の指示を行うものとする。 (5)、(6) (略)</p> <p>250 第9節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</p> <p>6 通信会社における措置 (3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板の運用 東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル及び<u>災害用ブロードバンド伝言板</u>等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発令前からも実施する。</p> <p>251 第10節 生活必需品の確保</p> <p>2 県（防災局、関係部局）及び市町村における措置 (略) 各家庭においては、警戒宣言発令時には市町村から食料等生活必需品は、原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、<u>3日分程度</u>の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。</p>	<p>ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(6) 要配慮者に対する支援・配慮 (略) なお、避難にあたり他人の介護を必要とする者を受入れる施設のうち市町村が管理する施設については、<u>避難者の救護</u>のために必要な措置を講ずるものとする。 また、外国人に対する情報伝達においては、<u>多言語</u>や<u>やさしい日本語</u>、<u>ピクトグラム（案内用図記号）</u>による伝達ができるように配慮する。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 県（防災局、関係部局）における措置</p> <p>(1) 市町村が行う避難対策への協力 県は、市町村が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の事項について市町村に協力するものとする。 ア 県の管理する施設を避難所、<u>避難場所</u>として開設する際の協力 イ 避難にあたり他人の介護を必要とする者を受入れる施設のうち県が管理するものについて、<u>避難者の救護</u>のため必要な措置 (2) (略)</p> <p>第3節 社会秩序の維持対策</p> <p>1 県警察における措置 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不法事案に対する措置 (削除)</p> <p>ア 窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを行うものとする。 イ その他混乱等に乗じた各種不法事案の予防及び取締りを行うものとする。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>第4節 道路交通対策</p> <p>2 県（防災局、建設部、関係部局）、県公安委員会及び道路管理者における措置 (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p><u>(3) 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。</u></p> <p>第6節 バス</p> <p>2 路線バス事業者における措置 路線バス事業者は、乗客等の安全を確保するため、原則として、強化地域においては次の措置を講ずるものとする。 (1) 運行路線にかかわる津波の被害が予想される箇所、山崩れ・がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、<u>避難場所</u>についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底するものとする。 (2)、(3) (略)</p> <p>(4) 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し<u>避難場所</u>の指示を行うものとする。 (5)、(6) (略)</p> <p>第9節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</p> <p>6 通信事業者における措置 (3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板の運用 東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル及び<u>災害用伝言板</u>等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発令前からも実施する。</p> <p>第10節 生活必需品の確保</p> <p>2 県（防災局、関係部局）及び市町村における措置 (略) 各家庭においては、警戒宣言発令時には市町村から食料等生活必需品は、原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、<u>3日分以上（可能な限り1週間分程度）</u>の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>国家公安委員会・警察庁防災業務計画の修正</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>名称の変更</p> <p>対策の整理</p>
--	--	--	--

<p>253</p> <p>255</p> <p>257</p> <p>259</p> <p>259</p> <p>260</p> <p>260</p> <p>270</p>	<p>第11節 金融対策</p> <p>1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置 (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 証券会社等への措置</p> <p>ア 強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応</p> <p>(ア)～(エ)</p> <p>(オ) 発災後の証券会社等の応急措置については、第4編第1章第2節1(2)エに基づき、適時、的確な措置を講ずる。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>第16節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策 市町村及び関係機関における措置</p> <p>警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、市町村は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、<u>避難所</u>の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。</p> <p>第5章 県が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="159 772 750 963"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 不特定かつ多数の者が出入りする施設</td> <td>県</td> <td>強化地域内外において県が管理する庁舎、県民が利用する施設、学校、病院、<u>診療所</u>、社会福祉施設等は、概ね次の措置をとる。 (以下略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 空港 県 (<u>地域振興部</u>) における措置</p> <p>第5節 不特定かつ多数の者が出入りする施設 県 (<u>関係部局</u>) における措置</p> <p>強化地域内外において県が管理する庁舎、県民が利用する施設、学校、病院、<u>診療所</u>、社会福祉施設等の管理上の措置は、概ね次のとおりとする。</p> <p>3 病院、診療所</p> <p>強化地域内外の県立病院、<u>診療所</u>においては、警戒宣言が発せられた場合、診療等に関して次の措置をとるものとする。</p> <p>(1) 東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>ア 注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には交通機関の運行が規制される旨を、病院、<u>診療所</u>の利用者に的確・簡潔に伝達し、帰宅等を促すものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 警戒宣言が発せられた場合</p> <p>ア 耐震性を有し、安全性が確保されている病院、<u>診療所</u>については、診療を継続する。耐震性が十分でない病院については、救急の場合を除き外来診療は中止する。</p> <p>イ (略)</p> <p>第6節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 強化地域内市町村の防災計画が定める<u>避難地</u>又は応急救護所が置かれる県立学校等の管理者は、第4節2に掲げる措置をとるとともに、市町村が行う<u>避難地</u>又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</p> <p>第7章 県民のとりべき措置</p> <p>第1節 家庭においてとりべき措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警戒宣言が発せられた場合には、津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域など避難対象地区内の居住者等にあつては、市町村の指示に従い、指定された<u>避難地</u>へすみやかに避難するものとする。避難対象地区以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておくものとする。なお、各家庭で食料、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備するものとする。</p>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第5節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	県	強化地域内外において県が管理する庁舎、県民が利用する施設、学校、病院、 <u>診療所</u> 、社会福祉施設等は、概ね次の措置をとる。 (以下略)	<p>第11節 金融対策</p> <p>1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置 (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 証券会社等への措置</p> <p>ア 強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応</p> <p>(ア)～(エ)</p> <p>(オ) 発災後の証券会社等の応急措置については、第4編第1章第2節1(2)ウに基づき、適時、的確な措置を講ずる。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>第16節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策 市町村及び関係機関における措置</p> <p>警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、市町村は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、<u>避難所</u>等の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。</p> <p>第5章 県が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="774 772 1364 963"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 不特定かつ多数の者が出入りする施設</td> <td>県</td> <td>強化地域内外において県が管理する庁舎、県民が利用する施設、学校、病院、社会福祉施設等は、概ね次の措置をとる。 (以下略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 空港 県 (<u>振興部</u>) における措置</p> <p>第5節 不特定かつ多数の者が出入りする施設 県 (<u>関係部局</u>) における措置</p> <p>強化地域内外において県が管理する庁舎、県民が利用する施設、学校、病院、社会福祉施設等の管理上の措置は、概ね次のとおりとする。</p> <p>3 病院</p> <p>強化地域内外の県立病院においては、警戒宣言が発せられた場合、診療等に関して次の措置をとるものとする。</p> <p>(1) 東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>ア 注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には交通機関の運行が規制される旨を、病院の利用者に的確・簡潔に伝達し、帰宅等を促すものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 警戒宣言が発せられた場合</p> <p>ア 耐震性を有し、安全性が確保されている病院については、診療を継続する。耐震性が十分でない病院については、救急の場合を除き外来診療は中止する。</p> <p>イ (略)</p> <p>第6節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 強化地域内市町村の防災計画が定める<u>避難場所</u>又は応急救護所が置かれる県立学校等の管理者は、第4節2に掲げる措置をとるとともに、市町村が行う<u>避難所</u>又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</p> <p>第7章 県民のとりべき措置</p> <p>第1節 家庭においてとりべき措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警戒宣言が発せられた場合には、津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域など避難対象地区内の居住者等にあつては、市町村の指示に従い、指定された<u>避難場所</u>へすみやかに避難するものとする。避難対象地区以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておくものとする。なお、各家庭で食料、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備するものとする。</p>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第5節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	県	強化地域内外において県が管理する庁舎、県民が利用する施設、学校、病院、社会福祉施設等は、概ね次の措置をとる。 (以下略)	<p>誤記修正</p> <p>表記の整理</p> <p>県の診療所の廃止</p> <p>組織改正</p> <p>県の診療所の廃止</p> <p>県の診療所の廃止</p> <p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																			
(略)	(略)	(略)																			
第5節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	県	強化地域内外において県が管理する庁舎、県民が利用する施設、学校、病院、 <u>診療所</u> 、社会福祉施設等は、概ね次の措置をとる。 (以下略)																			
区分	機関名	主な措置																			
(略)	(略)	(略)																			
第5節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	県	強化地域内外において県が管理する庁舎、県民が利用する施設、学校、病院、社会福祉施設等は、概ね次の措置をとる。 (以下略)																			

